自治制度・地域振興調査特別委員会会議録①

１　開会年月日

令和８年９月２４日（木）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１１名）

委員長	板　倉　美千代
副委員長	依　田　　翼
理　事	のぐち　けんたろう
理　事	ほかり　吉　紀
理　事	千　田　恵美子
理　事	松　丸　昌　史
理　事	上　田　ゆきこ
理　事	山　本　一　仁
委　員	吉　村　美　紀
委　員	山　田　ひろこ
委　員	品　田　ひでこ

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　泰　三

６　出席説明員

加　藤　裕　一	副区長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
松　永　直　樹	施設管理部長

川　﨑　慎一郎　　企画課長
宮　間　恵梨果　　政策研究担当課長
菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦　　財政課長
畑　中　貴　史　　総務課長
中　川　景　司　　職員課長
木　口　正　和　　契約管財課長
木　村　　健　　区民課長
内　宮　純　一　　経済課長兼緊急経済対策担当課長
吉　本　眞　二　　アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
白　杉　将　和　　観光・都市交流担当課長
富　沢　勇　治　　スポーツ振興課長
阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一
議事調査主査　　窪　田　英二郎
議事調査担当　　眞　鍋　由起子

８　本日の付議事件

(1)　理事者報告
　1)　文京共創フィールドプロジェクト（Ｂ＋）の実施状況について
　2)　地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について
　3)　令和７年度内部統制の評価について
　4)　中東情勢を踏まえた産業振興施策の実施について
(2)　一般質問
(3)　その他

午前　９時５７分　開会

○板倉委員長　それでは、ちょっと時間前なんですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから自治制度・地域振興調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は、全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○板倉委員長　理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長　また、委員会終了後、視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長　それでは、委員会終了後、委員会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○板倉委員長　本日の委員会運営についてですが、理事者報告４件、部ごとに報告を受け、項目ごとに質疑を行うことといたします。その後、一般質問、そしてその他として、委員会記録について、令和８年11月定例議会の資料要求について、その後、閉会。

以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長　ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますように御協力をお願いいたします。

○板倉委員長　それでは、理事者報告です。

企画政策部企画課から２件です。

報告事項１、文京共創フィールドプロジェクト（Ｂ＋）の実施状況について、報告事項２、地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応についての説明をお願いいたします。

宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　おはようございます。

それでは、資料第１号、文京共創フィールドプロジェクト（Ｂ＋）の実施状況について、御報告いたします。

項番１、事業概要についてですが、社会的課題等の解決に向けて、スタートアップ企業等が行う実証事業を募集し、実証の場の提供等の支援を行うものでございます。

項番２ですが、新規採択事業は、１事業となっております。

事業名は、坂の多い文京区で在宅介護を支えるＥＶバイク訪問介護支援実証事業。

実証企業は、株式会社タンソーマンＧＸとなります。

事業概要ですが、区内の訪問介護事業者を対象に、ＥＶバイク等を一定期間貸与し、移動時間、訪問件数、走行距離、職員の身体的・心理的負担などを検証し、坂の多い本区における有用性を検証いたします。

実証後の展望といたしましては、介護人材の確保・定着、在宅介護サービスの安定化及び地域の脱炭素を同時に進めるモデルとして区内外への展開を目指すとしております。

採択時期は令和８年８月で、現在、所管課と連携して事業の具体化を進めております。

続いて、項番３、実証終了事業についてです。

事業名は、読書教育のオンライン習い事サービス「ヨンデミー」を活用した文京区育成室での読書推進事業。

実施企業は、株式会社Yondemyです。

実施期間は、令和７年４月から令和８年３月まで。この間、駒本育成室にてＡＩや独自の読書指標を活用して個別に読書を行うアプリを使った読書教育の実証実験を行ってまいりました。

事業の実績でございますが、読書量が育成室全体で週３から５冊であったところが、週100冊程度に増加したほか、育成室において本の話をする機会が増加したり、本を使ったイベントの実施を通して読書行動のきっかけづくりにつながったことなどが挙げられます。

続いて、項番４、実証中事業については、記載の２事業となります。

まず１つ目が、教員の働きがい向上を支援する「教師エンゲージメントサーベイ」の実証事業となります。

実施企業は、株式会社カモマンで、令和７年11月より実施しております。

事業概要ですが、教員の職業特性に基づき、働きがいと職場環境を診断し、組織の魅力・課題などを可視化するため、教職員へ計２回のエンゲージメントサーベイを行い、サーベイの結果を分析・活用して、職場環境改善の効果検証を行うというものです。こちらは現在、事業の実証中となっております。

２つ目は、みまもり電池サービス実証事業です。

実施企業は、ノバルス株式会社です。

事業概要ですが、高齢者の見守りの一環として、センサー・通信機能を内蔵した電池形状

のＩｏＴデバイスである、みまもり電池サービスを試行導入し、有効性の確認と活用度を検証するものです。

令和７年８月に採択した後、本年５月から10名の方を対象に機器を設置し、検証を行っているところでございます。

報告は、以上となります。

続きまして、資料第２号、地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について御報告いたします。

本件は、地方分権改革関連法の施行に伴う区の対応を報告するもので、第16次一括法が本年６月３日に交付され、特別区長会において各項目の対応が取りまとめられましたので、その内容を報告するものです。

項番１、地方分権改革関連法に伴う特別区の対応についてです。

⑴特別区に影響があり対応を行う事項は、４つとなります。

アは、地方債の発行について、地方財政法を改正するものです。

改正内容は、地方債についてはこれまで券面不発行は振替債のみであったところ、新たにデジタル証券方式による発行可能とすることで、投資家層の拡大による地方公共団体の資金調達手段の多様化等につなげていくというものです。

この件についての特別区の対応ですが、特別区においては、地方債を特別区共通で特別区債発行事務取扱要綱等に基づき発行しており、特別区長会において関係機関と協議の上、令和９年３月までに必要な要綱改正を行う予定です。

イは、戸籍電子証明書等の公用請求について、戸籍法を改正するものです。

改正内容は、都道府県等が行う公用請求について、戸籍電子証明書等をオンラインで請求することを可能とすることで、地方公共団体の事務負担、費用負担の軽減を図っていくというものです。

この件についての特別区の対応ですが、本件は、公用請求を受ける側の区市町村にとっては作業工程の増加や環境整備のための費用負担等が懸念されるため、特別区としては、本籍地を介さずに、都道府県庁と法務省が戸籍情報連携システムを通じて戸籍情報を直接照会できるよう、制度の見直し等を要望していくとしております。

なお、区市町村での対応となった場合には、システム改修経費や職員の人件費等を都が負担するなど、区の負担軽減を要望していくほか、職責証明の付された公用請求文書について、電子署名の確認方法などの取扱いを各区で確認するといった対応が見込まれています。

２ページを御覧ください。

続いて、ウは、地方公共団体の財政状況等の公表回数について、地方自治法、地方公営企業法を改正するものです。

改正内容としましては、地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の業務の状況の公表について、毎年２回以上から１回以上とすることで、地方公共団体等の財政に関して公表事務の合理化を図っていくというものです。

この件についての特別区の対応ですが、公表回数の見直しを行う区については、法の施行に間に合うよう、条例の改正等必要な措置を講ずることとなります。

エは、外部監査人の補助者に係る告示について、地方自治法を改正するものです。

改正内容としましては、地方公共団体の監査を行う外部監査人を補助する者について、住所の告示を廃止することで、外部監査人の補助者に係る個人情報の保護を図っていくというものです。

この件についての特別区の対応ですが、国の動向を注視し、必要に応じて措置を講じることとなります。

３ページを御覧ください。

(2)特別区において対応を必要としない事項は、７つとなります。

アは、空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定が可能となるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法を改正するものです。

これにより、効果的・効率的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現を図ることが目的でございます。

イは、介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務について、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託が可能となるよう、児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を改正するものです。

これにより、都道府県の事務負担の軽減や国保連による効率的な事務の実施につなげることが目的でございます。

４ページを御覧ください。

ウは、公社等の解散公告を３回以上から１回とする旨、地方独立行政法人法、公有地の拡大の推進に関する法律を改正するものです。

これにより、公社等の事務負担や費用負担の軽減を図ることが目的でございます。

エは、土地区画整理組合の理事に係る住所の公告範囲を一定の場合に市区町村までに見直

すため、土地区画整理法を改正するものです。

これにより、土地区画整理組合の理事に係る個人情報の保護を図ることが目的でございます。

オは、地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等を廃止する見直しを行うため、電波法を改正するものです。

これにより、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることが目的でございます。

５ページを御覧ください。

カは、基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止について、測量法を改正するものです。

これにより、都道府県の事務負担の軽減を図ることが目的でございます。

キは、財産区議会設置条例について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等自らによる提案を可能にするため、地方自治法を改正するものです。

これにより、市区町村財産区による自主的、自律的な判断を可能とすること等が目的でございます。

続いて、項番２、提案募集方式による令和８年度の特別区提案についてです。

特別区からの提案事項は、投票所入場手続におけるマイナンバーカードの活用及び都市公園法における占用許可対象の見直しの２件となってございまして、12月に対応方針について閣議決定がなされる予定となってございます。

報告は、以上でございます。

○板倉委員長　御報告いただきました。

それでは、報告事項の１についての御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員　おはようございます。

文京共創フィールドプロジェクト（Ｂ＋）なんですけれども、こちらは、先ほども御説明があったとおり、文京区をフィールドとして地域課題や社会課題の解決を目的とした、スタートアップ企業や大学等が実施する先進的・画期的な技術等を活用した実証実験の実現に向けて、各種支援を行うというものなんですけれども、区が実証実験の場を提供するというのは、スタートアップ企業の成長のためにも重要な機会であると。なので、重要な事業であると認識をしております。

今回、新規採択事業としては、１事業の応募があって、先ほど１事業が採択されたという

ような御報告をいただいているところなんですけれども、応募企業の数を増やすことも今後の課題であると感じております。

また、今回、実証終了事業と実証中事業も含めて採択されている企業さんも、どこも文京区外に住所地を、本店所在地ですかね、を構えている企業さんになっているように見受けられます。Ｂ＋（ビータス）の応募は、区内企業に限られていないんですけれども、ただ、文京区の企業がこういった採択されたところに１社も含まれていないというのは、少し寂しいなと感じているところでございます。

なので、この事業こそ、文京区のスタートアップ企業に活用していただきたいと思っておりますので、区内企業の応募につながるような広報の充実とかを今後もしていただきたいと思っているんですけれども、お考えはいかがでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　応募件数を増やしていく取組についてでございますけれども、区のホームページの周知のほか、東京都が提供している官民連携の拠点などに出向いて、さらなるＢ＋（ビータス）の周知、認知度向上に努めて、応募件数を増やしていきたいというふうに考えております。

また、委員がおっしゃられましたとおり、本制度は、区内外を問わず、社会課題、行政課題に資する事業を実施している企業との募集というのをしているところでございます。文京区の企業に関しましては、経済課のほうでスタートアップ支援というところをやっているところでございますけれども、本制度においては、制度上はそういった制限というのは設けていないんですけれども、せっかく本区で、文京区で行っている事業ということもございますので、何かしらやはり文京区の企業の方にもさらにＰＲしていけるような形で、事業のほうを進めていけたらと思っております。

○板倉委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。現在、ホームページで周知をしていただいているということと、官民連携の事業の場とのところでも今後も広報されていかれるということなんですけれども、今、課長がおっしゃっていたように、文京区の企業さんがこういったものにさらに活用していただけるというのがやっぱり私も重要だと思っておりますので、今、ちょっと明確な御答弁には……文京区の方が増えていくとうれしいので、そういうふうに取り組んでいきますみたいなことをほわっと教えていただいたんですけれども、何か具体的に、今後、文京区の方々が増えるように、例えば文京区の企業の方とかの個別相談とかいろいろ、商工

会議所だったりとか経済課の窓口とかでも行っていたりとか、いろんなところでもあると思いますし、定期的にＳＮＳとかでもＢ＋（ビータス）を広報していくとか、そういった形でもうちょっと目に触れ……ホームページも、ホームページって難しいのが、わざわざ検索をして、そういった制度を自分がやりたいと思っている人が調べないとたどり着かないというところがあると思うんですよ。なので、何もしないでも急に目に入ってくる、そういうものが多分浮かばない方とかもいると思うんですね、そういう事業の場を何か提供してくれているという事業があるということを知らないとかいう部分もあると思いますので、もうちょっと具体的にもどんどん文京区の方が増えていくように、今後、どんどんと中で検討を重ねていっていただいて、来年以降につなげていただけたらと思っております。ありがとうございます。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今、区内企業のところ、スタートアップとの連携といったところのお話がありましたので、私のほうからも追加というか、形で。

やはり企業と行政の課題のところのマッチングというのは、経済課という分野なので、企業間の連携みたいところでよくその難しさみたいなものも体験しておりまして、やっぱりお互いのニーズ感のマッチング、これの解像度を上げるのは、かなり難しいなというふうに感じております。なので、Ｂ＋（ビータス）の中でも、行政の課題と、で、企業がプロダクトとして出すもの、これをマッチングさせていくというのは、やはりハードルが高くて、一定時間がかかるものかなというふうに認識をしております。

一方で、先ほど御意見でもありましたけれども、様々な場面のところで、企業と顔を合わせていくということは、非常に重要かなというふうに考えておりまして、経済課のほうでも、インキュベーション施設とか、あと大学とかといろいろとお話しする機会というのは、昨年度も何回かございまして、今年度も、まさに政策研究担当課長と共に、東京科学大学のほうで実務者会議のような組織がありまして、そういったところに赴いて、経済課のほうでやっているいろんな支援策の御紹介と、まさにＢ＋（ビータス）の御紹介というのも併せてやるような形、そういった場面場面を通じて、横軸連携を通じながら、企業のほうにも周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、スタートアップの、企業間の連携の難しさというものをお伝えいただきまして、私も以前、他自治体とかに視察に行ったときに、企業間のマッ

チングの難しさというのは教えていただいたことが、視察で学んだこともありまして、お互いのニーズの間のマッチングというのは本当に難しいなと思っておりますし、こういった企業、一つ一つのプロジェクトに私も最初言及しようかと思ったんですけれども、企業のマッチングがこれであって、文京区としてこれが進めたい事業かというのはまた別の話かもしれないので、そこに深く追求していくと、この事業の場を提供するというのにそぐわない質問になるのかなと思って、私は先ほどやめさせていただいたんですけれども、今、文京区、スタートアップ企業ということで、大学が非常に多いですし、さっき東京科学大学さんですかね、そういったところにも説明にも行かれているということもありましたので、やっぱり東大だったりとかほかにもいっぱい大学が、19ですかね、文京区にありますので、そういった大学のスタートアップ企業で、そういったところで若い方々が企業……。そうですね、やっていかれる方も多いと思いますので、そういったところにも積極的に足を運んでいただいて、で、文京区の方で、しかもスタートアップ企業の方が本当に実証実験できる場というのはなかなかないですし、自分で開拓していこうと思ったら、なかなか協力してくれるところってないと思うんですね。なので、そこを文京区が本当に場を提供するという、この事業の強みを生かして、文京区らしく、さらにこの事業を伸展していただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

この４事業者のホームページも拝見して確認をさせていただきました。まず、１つ目のＥＶバイクの部分については、これからということなんですけれども、やはり在宅介護とか訪看さんとかによくお聞きすると、区内だと、自転車で回っていらっしゃる方たちが多いかなと思うんですけれども、そういった自転車で回るのに比べて、本当にＣＯ２が削減できるのかとか、そういった部分をしっかりと計測できるのかとか、効果をはかることができるのかというのは、ちょっと気になったりとか、よく私も知り合いの訪看さんとかにお聞きすると、路駐すると通報されるとか、そういうふうにもお聞きしますので、車両ほどではないにしても、ＥＶバイクぐらいの大きさになると、かなり通える、訪問できるお家というのも限られてくるんじゃないかと心配しておりますので、それも含めた実証事業というふうには伺っておりますけれども、受入れ事業者さんもそうですし、あと、所管のほうで課題を１回分析した上でこの事業者さんにというのを、選定とかもされるんだと思うんですが、その辺はどのような過程で行われて、どういうふうに効果を測定をするのか、その実証事業がうまくいっ

た場合に、例えば文京区だったり、例えばこの事業者さんが適切な対価というか、金額で、事業を提供していこうというふうにお考えになるのだとすれば、それが文京区にとって、せっかく実証事業に協力したわけですから、より安いお金でやっていただけるとか、例えばそういうメリットがあるのかということをお聞きしたいと思います。

また、２つ目の「ヨンデミー」のほうなんですけれども、これは受入れ事業者さんのほうの御負担というものもあるんじゃないかというふうに会派の中で話をしておりまして、もちろん、この「ヨンデミー」のサイトを見ても、ゲームみたいにたくさん読めるとか、数多く読めるとか、乱読できるという部分は、「ヨンデミー」のメリットだというふうに思うんですけれども、子どもたちに本をこのアプリを使って読んでもらう、読ませるという過程の中で、育成室の職員さんとかへの御負担というものもどういうふうに測定されたりしたのかとか、また、それはもう子ども読書推進計画とかでも、今、最近はもう活字離れですから、とにかく読んでもらうこと、漫画であってもオーディオブックであっても電子書籍であっても、とにかく読んでもらうことが最近は重要になってまいりますので、こういったアプリというようなのも一つだと思うんですが、より一層深い読書体験というものをしていただくところまで、数多く読書をしてもらうということを通じていかれるのかとか、発展できるのかというのをどういうふうに検証していくのかなとか、この終了した事業の評価とかをどういうふうに検証されたのかということを伺いたいと思います。１回ここで切ってもいいですか。はい。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、ＥＶバイクの御質問に関してでございます。

自転車で回るのに比べてＣＯ２の削減をどのように効果測定するのかという御質問ですけれども、今回は、ガソリン車を利用した場合の想定と比較して、どれぐらいＥＶバイクが削減できるかというところで、一応、そこのＣＯ２の削減に関しては、電動自転車で今回っていらっしゃる介護事業者さんに関しては、そういった想定との比較というところで検証していくということで、事業者とは話をしているところでございます。

また、路上駐車に関しまして、こちらは、本区においても課題として認識しているところでございますので、路上駐車がないようにということは、事業者及びこれから応募していただく事業者さんにも徹底して周知を図っていくつもりでございます。

今回、どのようにそういったＥＶバイクに関して分析を行って選定をしたのかというところでございますけれども、Ｂ＋（ビータス）の採択事業に関しましては、審査基準に基づい

て、外部の審査委員も入っていただきまして、社会的貢献度や新規性、独創性、また実現可能性といったところの点から評価をしているところでございます。

今回の事業者に関しましては、坂が多いという本区の特徴に目をつけていただいたところ、それからやはり介護事業において移動の負担というのを軽減するというところは、一つ行政課題として所管も認識しているところでしたので、そちらについて、今回、この実証をすることで負担がもし軽減できるのであれば、今後の活用の可能性もあるのではないかということで検証していきたいというところで、導入の採択をしたところでございます。

続きまして、ヨンデミーについてでございます。

まず、受入れ側の負担というところでございますけれども、こちら今回、駒本育成室のほうで実証事業を実施いたしまして、職員の方の声なども伺っているところでございますけれども、アプリを利用してというところではありますが、そのアプリへのロングインの子どもたちのサポートですとか、イベントなども事業者と共に実施をした際に、そういったところでの負担など、そういったところでやはり職員の方の負担というのはある程度あったというふうに伺っているところでございます。ですので、今後、こういったところをもしそこで実装していくとなると、そういったところの課題というのも検討が必要になってくるというような状況ではございます。

また、より一層、読書体験を進化させていくにはどのようにしたらいいのか、終了した際の、今後どういうふうに進化させていくかというところでございますけれども、本区においては、様々、子どもの読書習慣を身につけるための取組というところはやっているところではございますので、本事業というのを社会実装化していくのかどうかというところは、少し慎重に考えていかなくてはいけないかなと思っているところでございますけれども、事業者においては、本区での実証の結果を基に、今後さらにサービスのほうをよりよいものにしていくというところで聞いておりますので、そのようなところで一定程度、Ｂ＋（ビータス）として貢献ができたのかなと思っているところでございます。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。ＥＶバイクのほうは、やっぱり電動自転車との比較というのが、結局のところ、そこでＥＶバイクのほうが坂が楽に上がれるとか、意外といっぱい止められる場所があるとかという状況が、環境の変化がちょっとないと、なかなか予想を超えてうまくいくかどうかというのは、ちょっとまだ分からないなというふうに思ったりもいたします。

ヨンデミーのほうは、いろんなメリットもありつつも、ただ、検証結果で見えてきた受入れ事業者の負担等も考えながら慎重にというふうな考えをお聞きしましたので、なるほどというふうに思いました。

続いて、教師エンゲージメントサーベイのほうも、働き方改革につながるのであればいいなというふうにも思ったんですけれども、サイトを見たときには、結局、東京都と文京区がこの実証実験をやっていて、それがもう、この会社さんの報告というか、だからどんどん入れてくださいみたいなふうになっているんですけれども、サイトを見た限り、そんなに長く時間がかかるとか、先生方に御負担がかかるようなアンケート、調査のようには見えなかったんですけれども、意外と時間がかかるということ、まあ検証とか分析にかかるのかどうなのか、でも結果も割と早く出るような感じで、ホームページに書かれていたんですけれども、この実証中の事業が、ちょっとどういうふうに結果が返ってくるのかが分からないので、今、うまく言及できないんですけれども、ただ、どういうふうにこれが効果が上がっているのかというのが見えないし、あと、時間がかかり過ぎているというのがちょっと気になっているんですけれども、これはどういう理由でそうなっているのかということを伺いたいと思います。

それから、みまもり電池については、それこそ見守りＩｏＴの事業をこれまで高齢福祉のほうがやってきて、扉センサーが終わって、では見守りの電球と一緒に何かもう一つということで受入れをされて、今、実証実験されている。もしこれでうまくいけば、確かに、電球だけでは、また見守りＩｏＴの事業の計画性の問題もありますから、何かしら見守りのＩｏＴのツールみたいなものを今探しているんだろうというふうに思いますので、これはこれでちょうどいいかなというふうに思っているんですが、これ以外にもやはり見守りＩｏＴのメニューというものを増やしていくということを、多分、高齢福祉も考えているんじゃないかと思うんですが、それとの関係で、この実証事業がいいというか、Ｂ＋（ビータス）で高齢福祉がやろうというふうに思った、その決め手というのが、Ｂ＋（ビータス）だからということなのかどうなのかというのは、所管からどのように聞いていらっしゃるのか伺ってもいいでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、教師エンゲージメントサーベイに関してですけれども、ちょっと効果検証までに時間がかかっている理由というところでございますけれども、現在、３校で実施しておりまして、このサービスが公立学校での実績がないというところで、事業者

のほうからはちょっと協力いただけないかという話もありまして、それで、御協力していただける３校に今エンゲージメントサーベイを２回行っているところでございます。

なので、学校側の事情とかスケジュール上の都合などもございますので、そういったところも勘案した上で、学校と事業者側でスケジュールを組んでサーベイを行っているという状況でございますので、ちょっとまだ、そういったところで、３校目のところが現在、これからですかね、第２回目のサーベイを実施するというところで、で、ごめんなさい、効果検証に関しては、今回、実証というところもございますので、個別の学校ごとに出すのではなくて、３校まとめて公立学校での実績の傾向というものを出そうかと考えております。そのため、ちょっとその３校目の第２回のサーベイを待って、効果検証の結果を出していきたいと考えているところです。

それから、見守り電池のほうですけれども、今回、高齢福祉課のほうでは、当然、Ｂ＋（ビータス）で話があったというところもありますし、また、他区のほうでも実際に活用しているという事例があったというところもございまして、そういったところも含めて、所管のほうで一緒にやっていこうという判断をしたものと考えております。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　では、まとめますが、要するにこのＢ＋（ビータス）の事業というのは、事業者さんの応募する、事業者さんのメリットとしては、例えばカモマンが分かりやすいと思うんですけれども、公立学校での実績がないからということで、公立学校でもやっていますみたいなことを、文京区でやっていますみたいなのをホームページにどーんと一番上に書いてあるんですよね、一番目立つところに。で、そういう実績づくりのために応募されていて、それがないというのは、確かに応募するメリットもないですし、資金調達を今回サポートしてないですから、そういう意味でも、それは仕方がないのかなというふうにも思うんですけれども、そういう受入れ事業者のメリットをもっとというふうに、先ほど吉村委員はおっしゃってはいましたけれども、本当に効果があるものかどうかというのが分かってから、やっぱり文京区のお墨つきというのはあったほうがいい場合もあるのかもしれないですし、そこは事業者さんもある程度、自制的であってほしいかなと思ったりもいたします。

で、やはり効果検証までしっかりやって、これはいい事業とか、社会課題自体は理解できるんですけれども、そこまでやってから結局のところお金を出して事業をやっていくということになると思うんですよね。そういうところを考えていくと、Ｂ＋（ビータス）というのは、どういう在り方というか、意義があるのだろうとか、そういったところをいま一度考え

るところがあってもいいのかなと思います。

先ほど経済課長がお話ししてくださいましたように、文京区は創業支援とかスタートアップ支援もそうですし、大学発ベンチャーとの連携も進めてきています。そういうことでいえば、これがＢ＋（ビータス）と重なっている事業が既にある中で、Ｂ＋（ビータス）でやっていく意義というのを現時点でどういうふうに考えているのかとか、事業者さんのメリットを提供しつつも、どういうふうに文京区としてＢ＋（ビータス）とお付き合いしていったらいいのかということをまとめて総括していただければと思います。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　Ｂ＋（ビータス）の在り方というところの御質問かと思うんですけれども、もともとＢ＋（ビータス）、令和４年度から始めたきっかけというところは、大学が集積しているという本区の特徴がございまして、そういった大学が集積しているので、スタートアップも生まれやすいという特徴をどうにか生かしていけないかというところから、官民連携の取組として始まったところと認識しております。

ですので、我々としては、スタートアップ企業のそういった実証の場の提供ですとか、そういったところを支援する、あるいはそういった広報のところでの支援ですとか、そういったところでなるべく幅広く事業者の応募を募って、社会課題の解決、行政課題の解決につながるものをその中から一つでも見いだしていけたらというところで考えているところでございます。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　それはそれとしても、しっかり、今、経済課のほうで、例えばエシカル消費だったりとか、社会課題解決のための事業とか、後で出てくるスタートアップ支援とか、あとはイノベーション創出支援事業補助とか、様々な事業をメニュー展開している中で、Ｂ＋（ビータス）と両方やる必要があるのかとか、そういったところも含めて今後検証していくことが必要ではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　私もちょっと上田委員と大分ダブることを質問しようかと思っていたんですけれども、ＥＶバイクなんですけれど、先ほどＥＶではなくてガソリンバイクと検証するということで、私も自転車と検証しないんだって驚いたんですけれども、そうはいいながらも、ＥＶバイクのことが、１から２者に、１から２台ということは、マックスで４台なんですよね、

４台でどれだけデータが取れるのかというのと、それと、やはり傾斜路であるために、一方通行とか駐車場の問題とかいろいろあって、文京区って車で走ると割と走りにくいところがいっぱいありますので、やはり自転車、止める場所も含めて自転車のほうが便利ではないかなという印象を受けております。

それで、ちょっと質問なんですけれども、まず資金調達サポートなんですけど、これは昨年度、令和７年度で終了しています。ホームページから令和４年度が２件、令和５年度が３分、令和６年度が２件ということで、令和７年度はゼロ件でした。その後、事業化につながった実績があるかを伺います。

それと、同じく、現在実証中の行政連携サポートですね、これが今、カモマンとノバルスの２事業で、令和４年度から令和６年度まではそれぞれ何件であったかという、で、それが地域課題や社会的課題の解決につながったかということで、今、ヨンデミーの例が少し出ましたけれども、そういう例があったかどうかを伺います。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、１つ目の御質問ですけれども、資金調達サポートに関しまして、令和６年度までの実績の中で、区における実装といいますか、そういった意味での事業化というものは、ない状況ではございますが、資金調達サポートのほうは、基本的には事業者のほうで資金調達するのを支援して、その後、事業者がその事業を展開していく際の足がかりとしていただくというようなところでやっておりますので、そういった意味では、本区での実証を足がかりとして、その後、いろいろと研究ですとか事業というのを展開していっているというようなお声も実際に聞いているところではございます。

また、行政連携サポートの実績、採択事業数というところですけれども、令和４年度が２件、令和５年度が１件、令和６年度が１件となってございまして、その中で、区における実装につながったものはございません。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　件数も非常に伸びてないって、少ないですね、例年。それと、実証しにくいということと。今回も応募が、応募自体が１件だけだったと聞いております。この事業は、やはり来年も続けていくということでよろしいでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　行政連携サポートについては、引き続き行っていく認識でございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　このＢ＋（ビータス）というのは、区の負担はないという、場を提供しているんだということが建前にはなっていますが、やはり区が支援を行うということは、課長さんも含め、区の職員が関わるし、やっぱりこのような委員会で議論するし、ホームページには掲載するという、区民の税金を使っているということは間違いないと思うんですね。先ほど上田委員からもありましたけれども、そのＢ＋（ビータス）の意義なんですよね。こういう企業に、まして他区ですけど、データだけ持っていかれていて、結局、区での地域課題、社会課題の解決に向かったのかというと、非常に疑問だらけだと思います。なかなか検証しにくい、立証しにくいということはありますけれども。なので、その辺も非常にしっかりと見詰めていっていただきたいと思うのと、やはり税金を使ってないわけではないので、スタートアップ企業の応援も重要なんですけど、今ある文京区の企業、事業者、ここを応援していくことも求められると思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　区での実装に至っていないというところについては、Ｂ＋（ビータス）の制度は、もともとそういった事業者の実証の場の提供ですとか実績づくりですとか、で、その実証の結果を踏まえた事業者における事業のブラッシュアップを行っていただくことで、社会課題の解決にも結びつくのではないかということで、一義的にはそういった実証の場の提供等というところを幅広に行っていくというところがございますので、そこについては、一定これまでも継続的に効果があったものと考えております。

ただ、委員がおっしゃったように、区での実装というところについては、考えていかなくてはいけないところかなとも思っております。そのためには、まずは実証の玉を増やしていくと。件数が少ないと、なかなか、その後に効果検証して社会実装に結びつくというものも、母数が少ないとなかなか数が増えていかないのかなというところもありますので、一つはまず実証の玉を増やしていく取組が重要かと考えておりますので、この点に関しては、今後も官民連携の場に出向いて、Ｂ＋（ビータス）への誘導に努めてまいりたいと思っているところでございます。

また、区の事業者の応援に関してですけれども、これはちょっと先ほど申し上げましたとおり、本制度に関しましては、文京区内の企業支援に限った取組ではございませんので、基本的には、区の行政課題に資する事業であれば支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。データだけ持っていかれて、区には何も成果がなかったというのは非常に残念なことなので、それが地域課題や社会課題に役に立つ、解決に向けるということと、それと、この事業者の負担にもならないよう、慎重にかつ丁寧に進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　今、いろんな意見があって、今、課長が言っていたように、やっぱり今後どう文京区の課題の玉を増やしていくかというか、それはしっかりと今後検証というかやっていかないと、どうしても先細りしていっちゃうような感じで、だから今回の新規採択の１事業者を見ても分かるように、やっぱり坂の多い文京区の中で、確かにこういうＥＶバイクを使ってとあるんだけれども、文京区は坂が多いけれども、今、電動式自転車も結構機能が充実してきて、少々の坂でも結構上れるような、全てとは言わないけどね、かなりその辺で網羅されているので、そこに対して、いろんな実証をしていくというのがどうなのかなというのも思うし。

また、特に介護事業者から、先日も、我々会派として毎年やっているいろんな意見交換会の中で、ケアマネジャー等の意見交換会をした中で出てきたことというのは、文京区の中で事業を展開していくに当たって非常に家賃が高いと。ですから、介護事業者というのは何台か自転車に乗ってやるわけだから、やっぱりそれだけのスペースを取るので、どうしても区内の中で事業展開していくというのは厳しいと。だから、逆に、ほかの、隣の豊島区だとかそういったところに区内の事業者が逃げていっちゃうというのも現実あって、そこが課題なんですよということがあるのでね。

だから、そういうことも含めた、区内の一つの課題をもう少ししっかり各部署から意見聴取して、さっきも課長が言ったように、きちっとした、もう少し玉を増やしてやっていったほうが、せっかく令和４年度からスタートしている事業なので、やればやるほどどんどん先細りしていっちゃうようなあれではやっぱりいかがなものなのかなと思うので、少なくとも文京区で実証したことによって、何かそれが化けるとは言わないけど、この事業者が非常に大きな何かなるぐらいのところが出てもいいのかなというふうに思うし、特に、文京区は、教育だとか子育てというのはやっぱり非常にしやすいという部分というのは、教育なんかもそうだけど、だからこそ事業者としてみれば、この文京区という一つのフィールドを使って

やることが一つの企業としての大きな実証というかね、なっていくというところにやっぱり企業として、もし仮に自分が企業としてみれば、ではどこで実証実験というか、やるには、やっぱりそういう文京区のメリットがあるんだけれども、その辺も含めて、もう少し今後の在り方というのを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに今後考えられているのか、そこをちょっとお聞きしたい。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、ＥＶバイクの事業に関してなんですけれども、バイク、自転車に比べて、荷物がある場合は荷物を運びやすいですとか、あと、今回、実証で使う車両というものが屋根付ですので、雨風がしのげるというところで、今、所管のほうからは、移動の際のそういった雨風などで負担になっているという話も伺っているようですので、そういったところで効果があるのかどうか、有用性があるのかどうかですとか、あと、車種、車両によっては、空調などもついているということですので、夏場や冬場に介護事業者の方がより快適に事業を行っていただけるのではないかというようなところを検証していきたいということで、今回、実証の採択に至ったというところでございます。

今後の在り方というところですけれども、先ほど申し上げましたとおり、玉を増やしていくというところ、それから、より区での実装に向けて、所管が真に事業化したいと思っているものとか、そういったものというのを拾い集めていくことが重要なのかなと考えておりますので、引き続き庁内横串を刺して、そういった課題の拾い上げというところを努めてまいりたいと思います。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。そういう意味では、何回も言うようですけれども、やる以上はきちっと文京区に何か還元できるような、いい結果が出るというような形でないと、さっきも税金を使ってという意見があったけれども、何かこの事業が大きく化けて、何かすごく話題性になるような、そういうあれをぜひ、これは今後しっかり知恵を絞り出してつくっていっていただきたいかなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　よろしくお願いします。

この事業なんですけれども、先ほど最初に、数を増やすということにおいては、官民連携の場に出向いて誘導していくようなことをおっしゃられました。先ほどから皆さん委員の方がここに来ていろんな問題提起しているのは、多分、令和４年から始めていて、報告は受け

ますと、でも何が残ったのかなと、その点だと思うんですよ。で、数を増やすといっても、今のままのやり方では、私は絶対数は増えていかないというふうに思うんです。で、ここで、４年間ぐらいたった事業なので、１回この事業を見直す必要があると。

そういった観点で私は質問したいんですけれども、そもそもＢ＋（ビータス）というのは、文京区と一緒にという意味があって、文京区の価値をプラスにするとか高めるという意味を込めた愛称でつけられたというふうに聞いているんですよ。でも、これまでの事業で、そういったものがどこにも見えてこない。で、こんな言い方しちゃったら本当に申し訳ないんですけれども、課長は東京都から赴任されたばかりで一生懸命やられているわけですけれども、もう我々はこの４年間ずっと見てきているわけなので、やっぱりここは、ある意味これは予算をかけてない事業ですよね、だからといって、でも、職員さんの取られる時間というのは、やっぱり人件費かもしれない、やっぱりお金は取られているわけですよ。もしこの事業が功を奏してないのであれば、では違う事業をしなくちゃいけないのかとか、やっぱり職員さんのそういった労力も考えたりすると、このままやっていっていいのかなというのは、やっぱりここでしっかりと、この事業を続けるのであれば、そういったところを見ていっていただきたいなというふうに思います。

そこで、質問なんですけれども、もうここまで話をしたら、課長のほうでもこの４年間にどれだけの効果があったのかとか、あと、事業者がその後どうなったのかとか、そういったことを御報告していただきたいんですけれども、多分、御報告しなくても、今までの質問の中から答えはもう出ているんだろうなと思いますので、ちょっとその先に行きますね。

まず、今回、検証をするべきですと言いたかったんですけれども、おのずと出てきているよねと。何でかというと、では区に何が残ったのかというと、いわゆる、例えば区民サービスにどう還元されたのかとか、あと、区の行政課題にどう改善されてきたのかとか、そういうことだったりとか、それからあと、やった事業者にとって何が残ったのか。そこ大切ですよね。それからあと、これを実際に実証した後で、今度どういうことが起きたのかって、やっぱりそこまでいかないといけないというふうに思っております。こういった観点で物を考えたときに、これからの事業の在り方というのは、ここでお聞きしたいんですけれども、どういうふうに進めていくべきというふうにお考えなのか。繰り返しの同じような質問になると思うんですけれども、お願いいたします。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、この４年間でどういった効果があったという御質問ですけれ

ども、繰り返しにはなってしまいますが、事業者側にとっては、その実証の場の提供を受けられたりとか、行政との実績づくりにつながって、実証の結果を踏まえた事業者における事業のブラッシュアップが図れたというところが、事業者側への貢献できたことかなというふうに思っております。

また、区に何か残ったかというところになりますけれども、区の実装には至ってはいないというところではございますけれども、この実証をすることで、職員の中でもこういった新事業とか新しいアイデアというものに触れる機会ができて、事業の各施策や自分たちの事業の中で、そういった視点というのを反映できるように少しずつなってきているのではないかというところで、間接的に区への還元というのも行われているのではないかなというふうには考えているところではございます。

また、今後ですけれども、より区での実装というところにつなげていくという視点も重要であると思いますので、今の議員の御指摘の視点も踏まえて、今後、Ｂ＋（ビータス）の制度のブラッシュアップの手法というところを検討していきたいと思っております。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　区での実装というところで、その御答弁をいただきました。そういう視点でというところで。

で、他区のやっているところで、港区、渋谷区が先に進んでやっています。では、そういったところはどうしているのかなというのをちょっと調べてみたら、港区さんなんかでは、港区も渋谷区もそうなんですけれども、すごく件数も多いんですよね。港区ではこういう感じなんですが、行政課題をもう提示し、民間事業者が新技術をそれに提案してくると。採択後に区と事業者が連携して区内を実証フィールドとして実証事業を行い、ここは同じですよね。で、社会実装を目指す仕組みとしている。

例えば令和７年度では、23件の応募があったんですね。４件を採択している。生成ＡＩ、行政デジタル、それから建設分野などの実証を行っているのが港区で、それからあと、民間企業とのマッチングするイベントもしている。

で、特に思ったのは、港区さんのホームページではちゃんと明記しているんですね。この事業については、生成ＡＩ、ロボット、ＸＲ、デジタルツイン等をはじめとする区がまだ本格導入していない様々な選択技術を対象とし、区内をフィールドとした実証実験の実現を支援しますとか、そうした実証実験を通じて、行政課題の解決につながる提案をお待ちしていますというふうに明確に書いてある。

それから、渋谷区なんかも、もうここも本当に長いこと、古くからスタートアップのこういった事業というのは送られてきているわけです。

このときに、文京区も、この事業そのものはいいところに目をつけていると私は思うわけですよ。港区がこういった新技術とか行政デジタル、それから企業集積を生かした実証をする一方、渋谷は、スタートアップや都市型サービスの社会課題の実証。そうすると、では文京区は何かといったら、先ほども課長からお話がありました、大学や研究機関、医療、教育など、これ文京区の地域特性を生かした実証ができる場であるんですよね。

なので、こういったところの強みを生かすためにも、これから、むしろ文京区ならという方向性で、この事業をやめてしまうのではなくて、転換していくのであれば、文京区の課題を解決するために、企業の技術を使うというところを明確に、で、そういう発想にうちも変わっていく。ただ、事業者の実証の場として、フィールドとして使ってくださいで終わっちゃっている感があるところを、しっかりと示していく。で、募集段階で、文京区が抱えているこの課題をあなたの技術でどう解決できますかというふうに提示してもいいんだと思います。それから、採択のときには、実証後、成功すれば文京区で導入する可能性もありますよと。こういうふうに示していくならば、単なる実証の場所で終わっちゃわないのではないかなというふうに見えてくるんですね。

で、多分、港区や渋谷区で応募件数が多いのは、こういったことがはっきりと目に見えてきているからだと思うんですよ。でも、うちの場合は、何かぼんやりしていて、どこまでやったら、我々も手応えを感じるかなというところだと思うんです。今回も挙げられてきた事業、それから過去の事業をちょっと見ても、あまり固有名詞を出しちゃいけないけれど、どうしてこれなのかなという、もしかしたら他区では、渋谷区さん、港区さんでは採択されなかったものが上がってきちゃったのかなみたいな、ちょっと負け惜しみじゃないですけれど、もっと文京区を打ち出していって、明確に制度を出していかなかったら、応募も増えてはいかない。そういった場に行って誘導するだけでは、例えばおいしくない料理を出されても注文しないのと同じじゃないですか。ごめんなさいね、こんな言い方して。でも、そういった視点を、せっかく、今回、新しく都から来られて、赴任されたんだから、ここはいいチャンスと思い、そういった発想でぜひやってほしいと思うので、一言御意見をいただけたらと思います。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、他区でも様々、官民連携の取組というところをやっていると

いうところで、それぞれの財政状況ですとかニーズとかも踏まえて、制度というものをつくっているものだと認識しております。例えば港区さんにおきましては、恐らく補助金の支出というのはあるというところが、本区のＢ＋（ビータス）とはちょっと異なる点かなとは思ってございます。ただ、本区がそういった区の財源に頼らずに行っているというところにもある意味メリットがあるとは考えておりまして、補助金を支出した後に社会実装につながるかというところが明確になっているわけではないので、そういう意味では我々の今のＢ＋（ビータス）という制度は、一つ、その予算をかけずにというところで、実証の官民連携ができるといったところはメリットと考えてはおりますので、今この場で補助金があるなしというところをお話しするつもりではないんですけれども、そういったように区ごとにそれぞれ事情もございますので、件数などに関しても単純に比較できるものではないのかなとは思っているところではございます。

ただ、やはり他区の状況なども参考にしながら、文京区での官民連携の打ち出し方というところを今、委員がおっしゃったようなところの視点も非常に重要かと思いますので、今後の打ち出し方については、持ち帰ってちょっと検討してまいりたいと思います。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　今、補助金の話も出ました。でも、これ経済課さんにつないでいけば、経済課さんからの補助金みたいなものもありますよね。私、ここでちょっと経済課のほうでも何か応援できる方法というのかな、補助金もそうだけど、ちょっと一言御意見があれば、補助金という意味で。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　経済課のほうでも様々、スタートアップの支援であったりとか、区内スタートアップに限らず、区内中小企業の支援をしているという形がございます。先ほど来出ていますＢ＋（ビータス）の関係の取組になりますと、後に報告でも出しますけれども、イノベーションの創出事業補助金などは、これは別にスタートアップに限定しているわけではないですけれども、新しい技術であったり、新しい商品を開発するときの経費助成などをしておりますので、そういったものが一つ例としては挙げられているかなというふうに感じてございます。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　横串を刺してというのは、そういうところだと思うんですけれども、実証の場でそれが使えるかどうかはもちろん別ですけれども、そういった方向性で補助金も活用できる

というふうに持っていくというのは、一つ大切なこと、視点だとも思います。

それと、ちょこっとさっき予算をかけずにというふうなことをおっしゃられたけれども、私、先ほども申し上げましたけれども、実際この事業に対する予算がなくても、やはり職員さんのワークロードはかかっているので、やっぱりいい仕事をしていただくためにも、もう少し考えたほうがいいかなと思います。

で、まとめますね。実証すること自体を成果とするのではなくて、今までそうなっちゃっていたかなという感がある。実証によって何が変わったのかを成果指標としてしっかりとやっぱり設定すべき、それが制度そのものの在り方を問い直す必要があるというふうなことで、締めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○板倉委員長　品田委員。

○品田委員　委員の皆さん、たくさん御意見いただいて、私はちょっと発想が違うんですけど、４年間やって、私も何かしっくり、ああいい事業だなと思えないなというところから発想を変えてみたいというふうに思っています。

で、何か行政課題とかいうと、ちょっと大きく捉えられちゃって、なかなか企業さんもこの事業がうまく結びつかないのかなというふうに思って、行政と事業者だけの何か事業のような気がしていて、本当に問題の解決になっているのかなというところをちょっと掘り下げると、区民がどういうことで困っているのか、ちっちゃなお困り事というのかな、いうのをやっぱり拾っていくところから事業展開したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

それで、大手は、そういう小さな声をきちっと拾っているんですよね。それで事業をというか、商品化しているとかのを必ずやっていて、そういう仕組みをまずつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。例えば大手がやっているのは、子育て支援でいろんな行政サービスがあるんだけど、何で困っていますかという質問というか、愚痴を言ってもらったらしいんです。そうすると、子育てしているともう大変で、あっと言う間に夕方になっちゃって、夕飯をどうしようかというのが一番の困り事だというような声がすごく多かったんです。それで、夕食のミールキットというんですか、ああいうので新商品を出したというような形で、高齢者の宅配のはあるんですけど、子育てしている人の簡単に食事ができる、そういうので商品開発したというようなところがあるので、今回のうちのＢ＋（ビータス）は、大手はやらないけど、地元の中小企業や商店ならできるかもしれないというところを探し出したほうが私はいいと思っています。

で、Ｂ＋（ビータス）というよりも、やはりこのやり方だとなかなか……小さい課題を解決するところからやっぱりやったほうがいいのかなというふうに思っていますので、お困り事の本質をもう一回探ってもらって、それを小さなところからでもいいから、区の事業としてやらないか。行政も、そして企業も気がつかない区民のお困り事を解決するところから始めて、それがもしかすると商品開発やスタートアップ事業につながる。大体、商品開発する人たちのスタートって、うちの母親がこういうことで困っているから解決しようとか、子どもがこういうことで困っているから解決したくて商品開発したとかという、そういう発想だと思うので、何かちょっと視点を変えてみたらどうかなというふうに思って、今、皆さんほとんど事業をもう一回見直したほうがいいんじゃないかということですので、その辺どうでしょうか、ちょっと私のアイデア……。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　今、Ｂ＋（ビータス）における行政課題として、例えば民間のマーケティング手法などを使って、区民の声を拾っていくような取組をしたらどうかという御意見だったかと思います。区民の声につきましては、現場に近い職員が課題を認識し、総合戦略や予算要求への反映につなげているというところでございまして、実証事業の募集においては、総合戦略を参考に提示をし、広く提案を募っているところでございます。提案を絞らずに広く募集をかけるというところで、先ほどの実証の玉を増やしていくというところにもつながっていくのかなとは考えているところではございます。

今、委員から御意見のあった手法などについては、区民の声の抽出などに関して、実証事業の御提案があった際には、関係部署とも相談の上、個別に検討してまいりたいと思います。

○板倉委員長　品田委員。

○品田委員　行政課題って大きく取られちゃうと、それぞれ、役所はできないけれども、こういうことをやってもらいたいというところで、企業と結びつけるんだというふうに思うんですけれども、ちょっと何か問題が大き過ぎちゃって、企業も手を挙げにくいというのと、こうやって実証実験をして、やってはくださっているんですけど、皆さんからも御意見が、本当にちゃんと解決されているのかというのは、スタートアップの事業をしてみないと分からないわけじゃないですか。ここは一応お試しで、区のほうが推薦をしてやってはみるんだけれども、ちょっと何か区民生活と課題とギャップがあるような気がしているので、もう一度検証していただいて、その辺を今後生かしていただければと思います。

以上です。

○板倉委員長　ほかにいらっしゃいませんか。はい。そうしましたら、報告事項……。あ、ごめんなさい、宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　すみません、細かい点で恐縮なんですけれども、１点、ちょっと私の発言で訂正をさせていただきたいと思っておりまして、「予算をかけずに」という発言をいたしたところなんですけれども、正確には、事業実施に係る費用については事業者負担ということで、Ｂ＋（ビータス）の審査会の費用ですとかそういったところでは予算計上している部分はありますので、「予算をかけずに」というところはちょっと訂正させていただきます。

○板倉委員長　それでは、報告事項１の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項２についての質疑をお願いいたします。

松丸委員。

○松丸委員　私は、１点ちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

今回、地方分権改革による権限移譲等ということで、特に特別区の対応があるというか、これに伴って特別区の対応ということでのと、そうでないのと２種類あるんですけれども、僕は、特別区の対応というところでいくと、１ページの１番目にありますように、地方分担関連法に伴う特別区の対応で、特別区において対応を行う事項で、いわゆる地方債のデジタル証券方式での発行が今度可能になるということなんですけれども、これ地方債がこういう形でデジタル証券方式になるということで、例えば、今後、文京区においても、いろんな、湯島の総合体育館だとか、それからあと千駄木小学校とかいろんな学校の改築等々ある場合、今後、いろんな意味で財政がかなり大きく伴ってくる部分ってあるんですね。そうなってくると、これ今後、令和７年度の決算委員会、これから始まりますけれども、そう伴ってくると、やっぱり地方債の発行という部分においても、今後しっかりと取り組んでいくにおいては、こういうデジタル証券になっていくことによって、かなり財政課としても、この部分を文京区としても可能でやっていくのかどうか、必要とされていくのか。現実に特別区の対応が可能になるわけですから、その辺はどういうふうに今考えていらっしゃるのか、その１点、ちょっと伺います。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　地方債についてのお尋ねになりますが、委員からお話がありましたとおり、昨今、文京区におきましても、地方債の起債が増えているところでございます。昨年度も170億超行っておりまして、本年度につきましても、70億円の起債をしておりまして、起債

残高はかなり高まっているという状況になっております。一方で、国のほうでも、金利のほうを上げているところも伴いまして、全体的に借りる際の金利も増えているところでございます。

そういったところを踏まえまして、本年度策定いたしました来年度予算編成方針におきましては、これまで地方債について積極的に活用するというふうにうたっていたところにつきましては、必要に応じて活用というふうに文言を修正させていただいております。今後につきましては、金利も高まっていく傾向というところもございますので、必要に応じて、本当に必要なものを見極めながら起債をしていきたいと思っております。

また、デジタル証券につきましての御質問になりますが、今回、デジタル証券が活用できる部分といたしまして、市場公募債となっております。文京区におきましては、平成24年度に総合体育館で市場公募債を使った以降、活用してないところが実態でございます。特別区全体を見渡しましても、特別区においても平成30年度以降、いずれの区も起債をしてないという状況がございます。その趣旨といたしましては、やはり金融商品がかなり広がりつつあるといったところだとか、以前の市場公募債というのが自治体を応援するという趣旨だったものが、若干、ほかのふるさと納税等が始まったことによって、そういった趣旨がほかに取って代わられているというところも言われているところでございます。

そういったところもございまして、文京区におきまして、現状、市場公募債をこれから活用するというところは、現時点では考えてないところでございますが、他自治体の動向や金融の動向を見ながら、今後、起債の活用も含めて、研究、検討してまいりたいと思っております。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　はい、分かりました。金利が上がっているという部分、一つ大きなあれもあると思うんだけれども、ということは、区としては、こういうデジタル証券化が対応可能なんだけど、でも、これから将来的にというか、さっきも言ったように、いろんな、湯島の総合体育館だとか、学校のあれもかなり、特に千駄木小学校なんかは規模が大きいから、やっぱり金額的にもかなり大きなあれになっていくので、そういう意味では、そういう状況であるけれども、必ずしも、そんなに積極的にこのデジタル証券方式というのを使うということではないということだね。必要に応じてはやるんだけれども、ある意味では、こういうふうに対応は可能になったものの、文京区としては積極的にやるということではありませんよというふうに解釈していいということですね。はい、分かりました。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　私も、アのデジタル証券方式の市場公募債の話と、あと、ウの財政状況の公表の話と、２の提案募集方式の特別区提案について伺いたいと思います。

市場公募債については、先ほど松丸委員もお聞きいただいて、金利が上がってきている中で、なかなか市場公募債であっても、やはり金利が上がってくる中では、そういった金利がかかる形での資金調達というのにためらわれるということ、また、それも令和９年度の予算編成方針の２ページに書かれているというところまでも理解はしているんですけれども、ただ、このブロックチェーン技術によるデジタル証券になったことで、発行団体が保有者情報、文京区が発行するとすれば、買った人にこの対象事業の進捗とか成果というのを直接伝えられるようになるというのは、結構メリットだなというふうに思っています。

で、先ほどふるさと納税のお話もなさっていましたけれども、ふるさと納税では、やはり区外からお金を集めてくるという手段としてはいいと思うのですが、区民の方に区内の例えば大規模施設の改築に関して１口乗っていただいて、お金を集めて、私のお金でこの瓦が１枚みたいなふうによく言うじゃないですか、そういう愛着を持って施設を使っていただくというような、そういった効果というのも考えられるんじゃないかなと思っています。

これから湯島総合センターとか小石川図書館など、区民の方に身近で、割と大規模で、使途が分かりやすい施設整備というのを対象に、このデジタル証券になることによって少額から購入することができるようになるとも伺っておりますので、この市民公募債とかというのは、検討するのもいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどからもお話があったように、金利上昇局面というところは無視できないところで、こういういろんな経費とか金利とかそういった部分について、普通の区債とこのデジタル証券方式の市民公募債との金利差というのがどういうふうにあるのかとか、あとは、償還の期間とかそういうのを設定をどうやっていくのかとか、検討もしてないのに聞くのもあれなんですけれども、あとは、デジタル化をすることによって、システム改修経費とかもあるんですが、そういった固定費とかというのはどのぐらいかかるようになるのかなみたいなのを、イメージが分かりましたら教えていただけるとありがたいです。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　デジタル証券化につきまして、今、委員からお話がありましたとおり、メリットとしては幾つかあるということがうたわれております。新しい資金調達とか開拓できるだとか、今、委員がおっしゃられましたとおり、保有者情報をリアルタイムで把握できるた

め、保有者へ直接的な情報提供、そういったところが継続的にやり取りができるようになると、そういったところがメリットとして挙げられているところでございます。

今回、提案自治体につきましては、東京都が提案しておりまして、東京都におきましては、かなりそういった地方債を起債しているところで、地方債を起債している中で、幅広い資金調達層にアプローチしていこうといった趣旨になっているところでございます。ただ、本区におきまして、なかなか、これから継続的にかなり大規模な起債をやっていくかというところを捉えると、そういった局面でもないというところもありますので、今後、他自治体の動向を踏まえながら、まずは慎重に検討してまいりたいと思っているところでございます。

ただ一方で、今後、委員からお話がありましたとおり、湯島総合センターとか小石川図書館とか大規模改修が出てくるところでございますので、そういったところにおきましては、必ず、基金の活用だけでは財源確保というところは難しいところになっておりますので、地方債の一定の活用が必要となっております。地方債の中でも、公的資金だとか銀行から借りる場合、あとは、市場公募債という形で区民から借りる場合、いろんな様々な手法がありますので、そういった様々な手法を比べながら、その金利も踏まえて、検討してまいればと思っております。

また、市場公募債についての現地点で把握し得る情報についての御質問になりますが、先ほど松丸委員に御答弁させていただいたとおり、文京区におきまして、平成24年度に最後やった以降行ってないところでございます。これまでに５回、市場公募債を行っているところでございますが、いずれも償還年限としては５年間という形で設定をさせていただいておりまして、一定のプレミアムという形で、金利を多少上乗せさせた形で発行させていただいたというところでございます。

経費につきましては、なかなか、比較というところがまだ現時点ではできておりませんが、やはり一定の事務的な負担というところもありますので、そういったところを捉えながら、最終的にはどういった起債方法をするかというところは検討してまいりたいと思っております。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。近隣の問題は多少あるとは思うんですけれども、プレミアムお買物券だって、プレミアム分を乗せたりとかして区民還元をしているわけですから、例えばそういう区民の方に施設への愛着を持っていただくという効果とかも考えながら、今後、検討していただければと思います。

それから、ウの地方公共団体の財政状況の公表回数を２回から１回以上にというところなんですけれども、これ実は、財政状況を２回発表していらっしゃるということで、この財政課のサイトを私も、ここだけの話、初めて見ました。この２回、確かに公表されているんですけれども、公表の期間というか、タイミングというのが、必ずしも決算のタイミングではないので、速報値ということで確定値ではないということで、そうであると、やはり他自治体との比較という意味で、本当に意味を成した財政状況の公表になっているのかとか、財政課の方のこの形に加工してアップロードするというような手間ももちろんかかりますし、そういった本当に意義がある事業なのかどうかというところについて、確かにこの改革は大事な、いい改革だなというふうに思いました。

で、実際このサイトのアクセス数とかというのはどのくらいで、誰が見ているんだろうというふうに思ったりもいたしますし、その２回公表することの効果みたいなものをどういうふうに財政課としては評価しているのかということ。

それから、これも文京区が最初にというのはなかなか勇気が要るところではあるんですけれども、ほかの区とかの動向も見ながら、財政課長会とかでどういうお話になっているのか分からないんですけれども、もし、あまり意義が見出せないような状況にあるのであれば、この改革のとおりに１回以上に改めることも検討してはどうかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政公表についてのお尋ねになりますが、財政公表につきましては、今回、法改正で２回から１回になるということで、文京区におきましても、今、６月と11月に公表しているものを、今後どうするかというところを検討してまいりたいと思っているところでございます。

ただ、今、委員からお話がありましたとおり、６月に公表しているときにおきましては、まだ決算数値が固まっておりませんので、６月時点におきましては、３月31日時点、まだ決算確定前の数値ということで一旦公表しまして、その後、11月公表の際に決算を報告するという、そういった形での公表となっております。

委員からお話がありましたとおり、６月時点の３月31日時点の公表というところが、一定、区民の方にとって分かりづらいという面もあるかなと思っておりますので、その部分も含めて、今後どういった形の公表体系にするかというところを考えてまいればと思っております。

今回、国のほうで法改正をした趣旨といたしましては、やはり昨今、地方自治法の公表義

務が規定されたときから、インターネットが普及して容易に財政状況の情報が取得できるようになったということだとか、平成19年度に財政健全化法が規定をされまして、財政健全化指標の公表がされたということで、様々な財政公表がこの間生じてきたというところがございまして、一定そこの整理というところも、法の趣旨としてあるところでございます。

今、各区のほうで、今年度、財政公表の改正をするかどうかというところを意見交換して、どの自治体も今現時点、公表する方向性で検討しているというような話も聞いているところでございますので、本区におきましても、その他自治体の動向もしっかり注視しながら、検討してまいればと思っているところでございます。

あと、委員から今、御質問のありました閲覧数のところになりますが、こちら、我々のほうで広報課のほうにも確認したところでございますが、なかなか数値的な把握ができているものがなくて、ただ、総体的な比較というところでいきますと、やはり文京区の中で、今、この財政公表でやっている上半期・下半期の公表につきましては、かなり閲覧数は総体的には低いと。高いところでいきますと、当初予算の公表だとか、「文の京」財政状況の公表が高いというふうに聞いておりますので、一定、「文の京」財政状況ということで、文京区全体の財政状況を公表しているところでございますので、そういったものも充実させながら、分かりやすい財政公表というのをこれからも努めてまいりたいと思っております。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。ぜひ、ちょっと他区の動向も見ながら、費用対効果も見ながら、御検討いただければと思います。

２番の提案募集方式による特別区提案については、この内閣府のサイトのほうで、今、どういう進捗状況なのかを見ているんですけれども、マイナンバーカードの投票所入場手続のほうは、省庁のほうから一次回答が出ているという状況で、またさらに提案団体から、それだったらそちらでこういうことを整備してくださいというのを言い返しているという状況で、若干、例えば二重投票になるんじゃないかとか、マイナンバーを持ってない人はどうするんだとかという省庁からのやや慎重な回答が出ているところで、この見通しとしては、すぐに採択される感じは、ちょっと難しいのかもしれないとかと思ったりもいたします。

で、都市公園法のほうは、この学校を追加すること、これは、このマイナンバーのほうは、文京区だけではないのかな、ほかの自治体も提案しているんですけど、こっちのほうはちょっと回答のほうが、進捗がまだ見えないんですが、どういう今、進捗になっているのか伺ってもいいでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、マイナンバーカードのほうですけれども、こちら提案団体は特別区長会のみとなっておりまして、追加共同提案団体としては、小野市、佐世保市が名を連ねていらっしゃるという状況でございます。こちらは今、９月に入ってから、直近で第二次の回答というのも示されているような状況でございまして、やはり、先ほど委員からもございましたけれども、やはりマイナンバーカードを所持していない方への対応ですとか、そういったところも考えると、必ずしも提案団体が主張しているような事務の効率化につながるわけでもないのではないかというところが懸念されている状況でして、現時点で、提案の形でマイナンバーカードを投票所入場券として活用することを全国の自治体に求めることは困難であるというような見解が示されているところでございます。正式には、12月の閣議決定で方針案が出されますので、そちらの動向を見守ってまいりたいと思っております。

続きまして、都市公園内における占用できる学校施設を加えてほしいという点に関してでございますが、こちらも提案団体としては特別区長会のみでございます。

こちらに関しましても、二次回答のほうが国から示されているところでございます。まずは一次回答で、施行令ですとかに基づいて、地方公共団体が条例でどういった仮設の物件や施設を占用物件として取り扱うことが可能ですよということを定めることができるというふうになっているというところで、国のほうで一律にどういった施設を占用許可しますというようなことをお答えするものではないですよということが、一次回答で示されているところでございますか。

二次回答につきましては、その都市公園内において、保育所の施設というのを今、占用できる状況になっているというところで、なので、学校も占用させてほしいというところかと思うんですけれども、ここに関しましては、平成29年の都市公園法改正によって都市公園に保育所等が占用物件に追加された背景としては、当時の全国の自治体において深刻な問題となっていた待機児童の問題の解決などが挙げられると。学校教育施設等については、保育所等を占用物件とした法改正とは状況が異なっていると考えているというふうな見解が示されているところでございます。なので、現在の国の見解としては以上となりますけれども、こちらのほうも今後12月の閣議決定を見守ってまいりたいと思っております。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。特別区提案が必ずしも文京区から提案するものではないので、文京区の実情に合うものでも、文京区が要望しているものでもないので、それはもう

国の見解を待ってというので、冷静に考えていればいいかなというふうに思うんですけれども、この問題、この提案のこの２件に関してはそうですね、今後、文京区が提案したものが、例えば特別区の提案になっていくとかいうときには、そういうことがあれば、ぜひしっかり予算を続けていってもらいたいなと思うんですけれども、分かりました、この２件に関しては了解しました。ありがとうございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　アのデジタル証券の質問なんですけど、松丸委員と上田委員とほぼ同じ質問でしたので、次から入ります。戸籍証明ですね、都道府県などによる戸籍電子証明のオンライン化についてなんですけど、これは提案はどこからで、どのような目的で出たのか、まずそこを確認させてください。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　こちらについては、提案団体は東京都となっております。こちらの目的につきましては、都道府県の事務の効率化というところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　非常に問題点はあると思うんですけど、まず紙とオンラインの併存による業務の煩雑化ですね。全ての機関が一斉にオンラインへ移行するわけではないために、現場では、従来の郵送での請求、オンライン請求が同時に発生することになると思います。これによって、処理フローが二重になり、かえって業務が複雑化、属人化する原因にもなると思います。

それと、手作業によるデータ照合、確認はやはり免れないと思うんですね。オンラインで届いた請求内容に対して、受付側の自治体のシステムと自動連携されていない場合は、やはり職員の手作業や住民基本台帳との照合や戸籍との照合、確認を行う必要があり、膨大な労力がかかると思います。

それと、成り済ましの不正アクセスですよね、簡略化し過ぎることによって、セキュリティ、成り済ましや画像の改ざんなど懸念も生じるというようなことがあると思います。このような課題をどうクリアしていくか。

それと、特別区の対応として、これ２項目要望が上がっているんですが、制度の見直しまで要望しているんですね。都道府県からの提案で、法が改正になって施行になったのに、早速要望するのは矛盾しているのではないかなと思うんですけど、この点についてお答えください。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、２点目の御質問から先にお答えをさせていただきます。

もともと本提案は、東京都から出されていたんですけれども、もともとは、公用請求の際には直接法務省のシステムにアクセスできるようにしてほしいという内容の提案であったと聞いております。ただ、国での検討の結果、区市町村を介してのオンライン公用請求として認められるという形になった。その場合、請求の受け手でもある区市町村にとっては、作業フローですとかセキュリティ確保の面で負担が増える可能性もあるため、特別区長会として要望を含めた今後の検討が必要と認識しているということでございます。

また、幾つかセキュリティの確保ですとか、作業フローが増えてしまうのではないかという点について、どういうふうに対応していくかということですけれども、オンラインでの公用請求を受けた場合のそういった作業フローですとかセキュリティの確保に影響が生じる可能性がありまして、特別区長会の動きを注視していく、要望の動きなど注視していくと所管から聞いております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　早速、見直しの要望も出ているくらいなので、なかなか進みにくいとは思いますが、やはり事務の煩雑化、あと、いろんな不正アクセスのリスクなど、その辺も慎重にしながら進めていただきたいと思います。

そして、ウのほうについて、質問させてください。公表回数を毎年２回以上から１回以上というふうに変えるということなんですけど、これ国民の知る権利からいえば、回数が多いほうが丁寧だと思うんですよね。で、地方自治法に基づき、条例改定が必要だと思いますけど、年に１回になったときの問題点もあると思うんです。まずは、今までは財政状況の公表は、文京区は年２回やっていました。これが回数が減るというと、住民に対する説明責任の後退ですね。財政状況の公表は、地方自治法243条の３に基づき、住民に対する説明責任の遂行と信頼醸成を目的としているため、公表が年１回にとどまる場合、住民がタイムリーに地域の財政状況を把握する機会が減り、行政運営への関心の目が薄れる懸念があります。

それと、年２回の運用では、区は、上半期４月から９月を11月、そして下半期を６月に公表していましたが、これが年に１回となると、年度の途中で予算がどのように使われているかという進捗が見えにくくなります。そして、無駄な執行や計画の遅れなどに対する住民や議会からのチェックが遅れるおそれもあると思いますけど、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政公表についてのお尋ねになりますが、先ほど上田委員にも答弁させていただきましたところでございますが、今回、法改正の趣旨といたしましては、この間、法ができてから様々な財政公表ができていると、そういったところもありまして、分かりやすさの追求、また事務負担の軽減、そういったところから法改正につながっているところでございます。

文京区におきましても、これまで財政健全化法に基づいた財政健全化指標の公表、また、法に基づかない形での「文の京」財政状況の公表といったところをしっかりやっているところでございます。そういったところを充実しながら、一定の財政公表を行っておりますので、今回、法改正に基づいた本区の対応については、今後、そういった趣旨も踏まえながら検討してまいればと思っております。

また、今回、法改正が２回から１回になるところでございますが、国のほうから示されているのは、今、文京区では、６月と11月２回公表しているうちの11月を残す形、いわゆる６月を減らすような形での案が国からは示されているところでございます。というのは、11月公表におきましては、当年度予算における上半期の執行状況について公表されるものとなっております。上半期の執行状況は、これまでどおり公表しつつ、下半期の執行状況につきましては、先ほど上田委員に御答弁させていただきましたとおり、その後すぐ決算が出てきますので、それに代われると、そういったところが国の考えでございます。そういったところも踏まえまして、本区の対応をこれから検討してまいればと思っているところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　今回の改正は、あくまでも最低限の義務を年に１回とするものであって、自治体が独自に条例で年２回以上との公表を維持することは可能です。でも、財政難や人手不足が深刻な自治体ほど回数を減らす傾向にはあると思います。その結果、自発的に開示を続ける自治体と最低限しか開示しない自治体との間で、情報の透明性に格差が生じていく可能性がありますね。なので、ちょっと他自治体と比べたいといっても、なかなか困難な状況が生まれてくると思うんですけれども。

あと、定期的な公表作業というのは、自治体内部における経営管理ツールとしての側面も持っていると思うんですね。どういうことかというと、公表の頻度が下がるということで、職員や部局内での期間中の予算管理にする緊張感も緩むのではないのでしょうか。そのようなことはどうお考えでしょうか。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政公表についてお尋ねの部分になりますが、先ほど文京区におきまして、財政健全化指標の公表を平成19年から法に基づいて行っている、このほかにも「文の京」財政状況の公表を行っているというところを御答弁したところでございますが、そのほかにも、平成22年度からいわゆる決算統計、決算カード、そういったものの財政状況資料集が全国統一様式によって公表が求められるような形になったところ、平成27年度からは統一的な基準による財務諸表の作成公表が国から求められているところでございます。そういった形で、国のほうで、全国統一的な基準、様式に基づいた形で、財政公表のほうもこの間されてきているような形になっておりますので、委員が御指摘されたような全国の自治体との比較といったところは、そういった統一様式によるもので果たされるということで認識しております。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　職員の緊張感についてのところになりますが、こちらにつきましては、まず「文の京」財政状況というのが、我々、一番分かりやすいものかなと思っております。この内容について、まず財政課職員のほうで作成することによって、文京区の財政状況がどういったことになるかということで、財政課職員のほうが把握できるようなものとなっております。

また、庁内におきましても、この「文の京」財政状況の内容を全庁的に共有させていただいたりとか、あるいは財政課職員による研修、全庁職員に対する研修というところもやっておりまして、そういった文京の財政状況がどうなっているかというところも、全庁的に共通の認識は持てるようなというところを取り組んでおりますので、そういったところを今後も引き続いて行いながら、緊張感を保てるような形で維持してまいりたいと思っております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。人員をしっかり配置していただいて、住民に対する説明責任の遂行、信頼醸成のために財政公表はしっかりやっていただきたいと思います。

それと、エに移りますと、その外部監査人の補助者に関わる住所告示の廃止、このことなんですけど、この提案についての背景を伺うんですけれども、どのような自治体からどのような目的でこの提案があったのでしょうか。

もう一つ、今まで住所の告示がしてあったんですね、してあるということは、必要性があったからだと思うんですね。その住所告示の必要性とは何か。そして、なぜ、住所告示、必要性があるもので告示していたのに廃止するか。それも含めてお答えください。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　まず、本提案に関しましては、提案団体としましては、京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合となっております。

こちらの提案が出された背景でございますけれども、告示は、各自治体によって掲示板への掲示ですとか、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われていると。そのため、外部監査人等の住所が自由に閲覧可能な状態となっており、個人情報の保護の観点から大きな課題になっているというところで、提案が出されたところでございます。

告示の必要性というところは、本法律の所管ではないので、ちょっと正確なことが申し上げられないんですけれども、今回は個人情報の保護というところで、住所までは開示しないという対応になったというところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　このことについて、総務省のほうで、2026年６月13日から７月13日までの１か月間、国民からの意見募集ですね、パブリックコメントを行いました。ちょっとそこを読ませていただいたんですけど、ちょっと紹介させていただきます。どのような意見があったか。

まず、日本は国籍を第一に個人の身分証明をしているはずだが、住所なしでどうやって人物の個人性、同姓同名の排除も含めて証明するのか。

また、次の意見は、どこの誰が監査しているのかという透明性が完全に失われる。また、国民が自治体などの活動をチェックする情報が削減される。そして、また違う意見で、同姓同名の公認会計士や弁護士などが存在する場合には、住民が公的な登録情報などを検索しても対象者を正確に特定できず、誤認や混同が生じる可能性がある。このような意見が、大体共通しているんですけど、挙がっております。

税金を使っての外部監査ですよね。そして、公益性、公共性は非常に求められます。なのに、住所が非公開になることで、補助者が本当に実在する的確な人物であるかどうか、区民がどこの誰が監査しているか分からないという状況になると、これはどう受け止めて、どのような対策を講じるんでしょうか。まず、そこでお答えください。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　今、委員おっしゃったように、恐らくこの住所の告示というところは、個人を特定するというところが大きな理由なのではないかと考えております。個人の特定に関しては、例えば日本弁護士連合会であるとか公認会計士協会ですとか、そういった団体に確認をすることで、個人の特定というのが可能になるという認識でございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　今の意見に対する総務省の回答で、地方公共団体の長は、候補者の資格を有する書面を一定期間一般の閲覧に供しなければならないとされていることから、住所告示が廃止された場合も、外部監査人の透明性は確保できていると考えておりますと、これは何度も回答されているんですけれども、現在、文京として、どのような期間、どのような形式で実施しているのか。そして、この住所告示廃止後には、その辺をどのようにしていくのかお答えください。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　文京区においては、先日、個別外部監査を実施した関係で、この外部監査人の補助者、それから外部監査人御本人について告示をしてきたところでございますが、今回、この法改正に伴いまして、今後、同様の状況が行った場合には、住所等は伏せた形での告示ということになろうかと思いますけれども、実際の監査をしていただくに当たって、その方が住所を何丸何号室というところも含めて、細かい住所がどこであるかということは、その監査を委託するに当たって、その内容については大きく支障のあるものではないというふうに考えてございます。

　一方で、住所をさらすことによって、個人情報保護という観点から見た場合に、どちらを優先すべきかというところで、今回、個人情報の保護の観点が優先されたというふうに認識しております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　受けていただく方の個人情報ももちろん大事なんですけれども、やはり公に知ることも求められていると思います。今後、住所告示に代わる代替措置として、適正な補助者選任や実態性をどのように証明、担保しているのか、明確なルールづくりなど運用はどうされるのでしょうか、伺います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　また外部監査をお願いすることになりましたら、当然、我々としては、御住所も含めて、その方がどういう方であるかということについては、十分、今までどおりしっかり確認をさせていただくということは変わりません。ただ、告示という形で広くお示しするということにつきましては、個人情報保護の観点が重要であるということでの今回の法改正というふうに認識しておりますので、区としての外部監査人の確認というところについては、今までと特に変わるところはないというふうに認識しております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　区としては変わらないと思うんですけど、それを住民にどう知らせることを担保していくかということを質問したんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　また繰り返しの答弁になりますけれども、個人情報保護の観点から、広く住所まではお示しする必要がないというふうに考えてございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　私も繰り返してしまうんですけど、同姓同名が排除できないということもあるし、もし違う方に監査されているという認識になっては非常に問題だと思うので、その辺は慎重に進めていただきたいと思います。

あと、特別区提案のほうなんですけど、投票所入場手続におけるマイナンバーカードなんですけれども、これちょっと提案内容を見させていただいたんですけど、投票入場券の郵送交付が事実上の規制となっている。選挙事務において、短期間で投票所入場券を発行する事務が選挙管理委員会の負担になっているということなんですが、この郵送交付の事実上の規制というのは、答えられますでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　これは事実上、投票所入場券を郵送するということが、事実上の、それをしてくださいというようなことになっているというふうに認識しております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと私のほうでも確認させていただいたんですけど、公職選挙法では公示告示後できるだけ速やかに送付すると決まっているようなんてすけれども、ただ、それでは期日前に間に合わないということで、お知らせということでバーコード付きのが回って、それが告示後、公示後は入場整理券に代わるというふうなことを聞いているんですけれども、いずれにいたしても、このマイナンバーカードは、先ほどもありましたけど、やはりマイナンバーカードがないと投票できないのかとか、あと、機械の不具合で認証できないときの対応はどうなるかなど、余計、事務のほうが煩雑になると思います。その認識はあるということなので、国のほうでも一次回答、二次回答が出ているということでした。

１点だけ確認したいんですけど、このような状況が進んでいくということは、マイナンバーカードが任意であることが強制につながっていく可能性、そういう状況にどんどん進むのではないかと、そこが懸念されるんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　マイナンバーの活用の方法については、今後、しかるべきところで検討がなされていくものと認識しておりますけれども、今回の提案に関しましては、引き続き法改正の動向について注視してまいりたいと思っております。

○板倉委員長　いいですか。はい。ほかに。よろしいですか、副委員長。はい。

そうしましたら、報告事項の２を終了いたします。

続きまして、総務部総務課から１件です。

報告事項の３、令和７年度内部統制の評価についての説明をお願いいたします。

畑中総務課長。

○畑中総務課長　それでは、資料第３号、令和７年度内部統制の評価につきまして、御報告いたします。

項番の１、概要でございます。

地方自治法第150条第４項の規定に基づき評価を行い、このたび評価報告書及び同附属資料を作成したものでございます。

項番の２、評価の対象とする事務ですが、財務に関する事務及び個人情報に関する事務でございます。

評価報告書につきましては、２ページ以降でございます。

今後のスケジュールにつきましては、区ホームページ等で公表してまいります。

では、２ページ以降の内部統制評価報告書でございます。まず、２ページ目を御覧ください。

項番の１、内部統制の整備及び運用に関する事項、及び項番の２、評価手続につきましては、記載のとおりでございます。

項番の３、評価結果でございますが、２行目の後段、評価対象期間において有効に機能していると判断しております。

項番の４、不備の是正に関する事項でございます。

令和７年度につきましては、重大な不備に該当するものはございませんでしたが、不適切な事案を把握していることから、再発防止の徹底と職員の意識醸成を図り、引き続き適正な業務執行の確保に努めてまいります。

３ページ以降は、評価報告書に係る附属資料でございます。

まず、第１の評価の概要でございます。

評価対象、評価方法については、記載のとおりでございます。

３、有効性の判断につきましては、４ページの枠囲いになっているところです。こちらは、内部統制の不備及び重大な不備について説明した内容でございます。

重大な不備に該当するか否かの判断でございますが、区民や区に対し大きな経済的、社会的な不利益を生じさせたかについて、業務の特性に応じて影響度等を検討し、個別に判断を行うこととしております。

その際の目安として、アからウまでの３つの観点から検討を行い、それぞれの観点に示された具体的な基準項目を踏まえて総合的に判断していくこととしております。

次に、５ページから８ページにかけましてが、全庁的な内部統制に関する事項でございます。こちらは、組織全体に共通して適用される内部統制でございます。

こちら、６つの基本的要素ごとに取組状況を記載してございます。

８ページの(6)までの取組状況を踏まえまして、項番の３、評価のところ、(2)評価結果ですが、全庁的な内部統制の評価につきましては、不備なしということで判断してございます。

次に、同じく８ページの下のほうですが、第３、業務レベルの内部統制についてでございます。

各部署におきまして、重要性が大きく、優先的に取り組むリスクを、リスク評価シートに記載して取り組んでございます。

９ページのところ、項番の２、取組件数でございます。

財務に関する事務、個人情報に関する事務、それぞれ各部署で年度ごとに取り組むこととしたリスクの件数でございます。

業務レベルの内部統制に関する評価につきましては、10ページの項番４からでございます。評価の結果につきましては、11ページの(2)整備状況の評価結果でございます。整備上の不備につきましては、６件把握されております。

続きまして、(3)運用状況の評価結果につきましては、延べ20部署において把握されております。

個別の内容につきましては、12ページから13ページにかけての表に記載のとおりでございます。

最後に、13ページ、(4)その他の不適切な事務事例でございます。

リスク評価シートに記載していなかったリスクに関わる不適切な事務事例は、延べ11部署において把握されております。内容につきましては、14ページの表に記載のとおりでございます。

15ページ以降につきましては、別紙として、内部統制に関する方針などを添付してございます。

御報告は、以上でございます。

○板倉委員長　御報告いただきました。御質疑をお願いいたします。

品田委員。

○品田委員　毎年御報告いただいて、ありがとうございます。たくさんの職員の皆さんですものね、また、人はミスをするものなので、何とかミスを少なくするためにいろいろお取組をされていることには敬意を表したいと思いますが、ちょっと事前に課長に詳しいところを伺ったので、その範囲でちょっと提案したいんですが、９ページのところの財務に関する事務のリスクというところで、17項目あるんですが、実際にそれぞれの課でどういう取組をしているのかということを伺いました。いろんなリスクがある中で、一つの課で５個から７個ぐらいリスクを選んで、それを課の中で見直したりとか確認をしているということなんですけれども、まず、いつどういう形でやるのと聞きましたら、２月か３月、前年度の年度末に大体課の中でやっているということで、それを生かして、新年度に注意しながらやっていく、事業をしていくということなんですけれども、やり方については、それぞれの課にお任せしているということなので、職員の多いところと少ない課については、またいろいろ工夫をされているというふうに思うんですが、２月、３月ですと、４月にまた人事異動があって、新しい職員がその課に入ってくるときに、それは徹底できないんじゃないのというお話をさせていただきました。

で、もう一回、年度初めにやるのかなと思ってはいるんですけれども、なかなかそこまでは徹底できてないのかなということで、時期についてもちょっと考えたほうがいいかなというふうに思っています。

それから、次のページに書いてある自己点検、８月から９月にやるということで、私は、ここに力を入れてやったほうがまずいいのかな。もちろん課としての課題もあるというふうには思いますけれども、まず自分の仕事の棚卸しをするというか、やり方を自分自身がきちっと把握をして注意していかないと、また同じミスの繰り返しかなというふうに思っているので、課の点検もいいんですけど、ここの自己点検、８月、９月ということですけど、ここがいいのかどうか、ちょっと４月からやってみて、少し落ち着いた８月、９月なのかなというふうには思いますけれども、ここにもう少し力を入れて、個の力をしっかりとつけていったらどうかなというふうにヒアリングしながら思いました。

それから、誤送付とかが結構毎年のように多いので、何でミスが起きるのかと課長に聞いたら、まず作業台のスペースがないということとか、あと時間がなくて急いでやらなくちゃいけないので、ミスが多いんじゃないかというようなお話を伺ったんですけれども、ここはぜひ、悪条件であっても、きちっと何か工夫をしながら、ミスを起こさない。少しずつ数を減らして、少しずつやっていくとか、そこはそれぞれ工夫ができるのかなというふうに御意見を聞きながら思ったんですけれども。

それから、11ページに、６年度で重大な不備があって、電子決裁が導入されたということで、この辺の説明もちょっとしていただければと思います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　まず最初に、リスク評価シートのことで御指摘をいただいたかと思います。こちらリスク評価シートの年間の運用の中で、新年度に向けてのリスク評価シートの作成というのも、やはり２月、３月にやらざるを得ないというところではございますが、御指摘のとおり、できた評価シートについて、４月に人事異動があったということも当然あろうかと思いますので、そのできたシートを、課の職員が一人一人、内容をしっかり認識するということは、御指摘のとおりすごく大事なことかというふうに思います。

今ちょうどこの８月、９月というところで、内部統制強化月間ということでやっているんですけれども、次の御質問の自己点検というところにつながるんですが、今、強化月間の時期に、自己点検ということで、これまでのリスク評価シートに記載されたリスク対応策がどの程度しっかり実行されているかというのを確認していただくということと、あと、今年の強化月間のテーマとして、リスク評価シートをしっかり、１年目の職員からベテラン職員まで全て、しっかり自分の課で、あるいは自分の係で、どういうリスクが設定されているのかとのを改めてリスク評価シートを見て認識しましょうと、そういうところから始めるということを今年度新たなテーマとして設けてございますので、そのあたりをしっかりやることによって、リスク評価シートの運用というところについて、より効果が出るようにやってまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　ごめんなさい、12時になったので、１時まで休憩としたいと思います。

午後　０時０１分　休憩

午後　０時５８分　再開

○板倉委員長　それでは、委員会を再会いたします。

午前中の品田委員の質問に対する答弁の続きですね。

畑中総務課長。

○畑中総務課長　それから、３点目の誤送付に関する御指摘でございますが、お話しいただきましたとおり、スペースが狭いですとか忙しいとかそういうことは当然理由にはなりませんので、どんな状況に置かれてもしっかりミスのないようにやっていかなければいけないというのは、当然のことというふうに考えてございます。とはいえ、一定スペースの確保というのは大事なことかと思いますので、こういったなかなか難しい状況下ではございますけれども、しっかり作業スペースの確保あるいは人員の確保というところについては、忙しい中でもしっかりやっていくというところで、実際にこういった事例を起こした各課においては、しっかり対策というのは検討して、二度と同じことが起こらないようにということで常にやっているという状況でございます。

それから、４点目の電子決裁に関する部分ですけれども、こちらは11ページの(3)の運用状況の評価結果のところに記載してございますが、御指摘いただきました予算流用手続に係る電子決裁の導入のほか、昨年度は、支払遅延防止のためのアラート表示機能を財務会計システムに整理をしたこと。それから、個人情報の漏えいに関しましては、添付データのファイルを暗号化すること。それから、メール誤送信を防ぐためのメールアドレスを自動でＢＣＣ化するソフトウェアの導入など、システム的に制御できる部分については、一定整備を図ったところでございます。

○板倉委員長　品田委員。

○品田委員　御答弁ありがとうございます。自己点検の、今、月間で一つ一つ自分の仕事についても点検しているというところだと思うんですね。よくあるのが、やっぱりコミュニケーション不足というか、情報、皆さんはみんなメールとかそういうのでチェックをしているんだというふうに思いますけれども、ちょっと伝えようと思ったけど、ちょうどいなくて伝えそびれちゃったとか、あと、メール等で情報を流しても、見るのをちょっと忘れちゃったとか、見たけど何か意識がなかったとか、何かそういうのって、結構、私たちでもあるというふうに思いますので、いろんなリスクを点検していただいて、一つでも、来年度の報告では、重大はもちろんですけれども、ミスのないように、また、自分の自己点検って、仕事の棚卸をすると、またそういうところがスクラップ・アンド・ビルドで予算とかについても、あと事業の組立てについても、課の中で共有できるというふうに思いますし、自分のリスクだけじゃなくて、課の中の仕事の点検にもなるというふうに思いますので、ぜひしっかりとやっていただくようお願いします。

以上です。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　コミュニケーション不足のところは、この内部統制に限らず、いろんな仕事全般において悪い影響を及ぼしますので、日頃から係長、課長を中心に職員としっかりとコミュニケーションを取って、不正やミスが起こらないような環境づくりということについては、引き続き努めてまいりたいと思います。

それから、仕事の棚卸というところで、各業務に潜むリスクを検討する中で、もしかしたら無駄な手続が、無駄な作業があるかもしれないと、そういうことも含めて、一旦棚卸をして、事務の効率化を図るとともに、ミスが起こらないようにということで、併せて進めていければと考えてございます。

○板倉委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　内部統制ですけれども、令和２年度から始まって随分たって、いろいろ、毎回委員会等で御報告いただいておりまして、どうしてもシステム、起こったことに対する事後策というか、対応されているということで、ヒューマンエラーがどうしても多くなってしまうので、今、品田委員への答弁で、どうしても物理的な、スペースがないであるとか、それからチェックの体制の不備であるとかというのは、確かに幾らシステムを構築したところとて、何か抜本的に改善するには、すぐには一朝一夕にはできないのかなというふうに思うんですけれども、少しずつ減らしていっていただきたいというふうに思うのは大きい点であります。

先ほど品田委員からも９ページのところで事務リスクの一覧であるとか、個人情報に関する事務のリスク等の表について答弁がありましたけれども、例えば具体的に、その先に進みまして、12、13ページのところの表になっている、例えば13ページの個人情報の誤送付につきましては、要するにどうしてこうなってしまったのかというのが書いてあるんですけれども、実際に右のところに、チェックリストのところ等に書いてあって、委託事業者に対して、システムに関わる検証の強化について指導を徹底していくというふうになっているわけですけれども、その下段の電子メール等による誤送信も同じなんですけれども、どうしても区の膨大に抱えている個人情報を外部に委託して作業しなければいけないということは、絶対あると思うんですね。一番近いところだと、ワクチンの送付なんかでも、やっぱりもうほぼ区の職員の方では賄い切れないから、外部へ情報を出して、ワクチンの情報なんかを区民の皆さんにお知らせしたかと思うんですけれども、実際に委託業者に対しての個人情報を区がど

のように管理をされていくのかというところが大事かなというふうに思いますので、今後、この部分についてはどのようにお考えなのか、総務課長にお考えを聞きたいと思います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　７年度の実績を見ましても、やはり委託事業者あるいは指定管理者による事故というものも見られている状況でございます。こういった状況を踏まえまして、７年度には、５月１日からになりますけれども、個人情報を扱う契約を締結するに当たりましては、事前に個人情報の取扱いに関して認識すべきポイントということで、このような表がございまして、このようなチェック表に一つ一つ確認をいただいてサインをいただいた上で、契約をするというような取扱いに変更してございます。

　このチェックポイントの中には、必要に応じて区が行う立入検査を受け入れる環境を整える必要があることを認識しているですとか、当然、区が行っている個人情報の保護に関しての取扱いと同等の水準で個人情報について取り扱うというようなことで、細かくポイントを列記して確認をいただいているというところでございます。なかなか日常的に立ち入っての検査ということは難しい部分もございますけれども、仕組みの中でしっかり委託事業者が我々区の職員と同様の注意義務を持って業務に当たっていただくように、各所管からはお願いをしているというところでございます。

○板倉委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。業者の選定については、今おっしゃっていただいたように、取決めを交わしてやるということだと思うんですけれども、実際にそれ選ぶときに、例えば実績については、個人情報の厳格な管理をどのようにやっているかとか、実績とかというのは、御覧になって選ばれたりするのか、新しいところで、いわゆる入札の応札が低くなるからやるというのか、個人情報の部分を見る優先度みたいのって、業者に対してどのような目線で見ていらっしゃるかという……。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　入札の段階におきましては、受託事業者の個人情報保護の取組について何か評価して対応するということは、原則的には行っておりません。例えばプロポーザルなんかで、プロポーザル方式なんかで募集する際には、具体的に個人情報の取扱いなどは評価項目に含まれているケースが多く、そこでは評価しております。一般の入札におきましては、やはり価格を中心に業者を選定しているのが実情でございます。

　なお、今、総務課長が御説明いたしましたとおり、実際に契約を結ぶ際には、そういった

チェックリストも確認いただきますし、契約の約款にも個人情報の保護に関すること、あるいは仕様書にもそういった個人情報の保護に関することを載せておりますので、事業者におかれましては、そういった仕様書、契約書を踏まえて、区の業務を履行していただきますので、個人情報に配慮した履行が一定なされるものと認識しております。

○板倉委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。個人情報の保護については、もう本当に皆さんの意識も変わってきて、御自身の情報を出さないようにするというふうにユーザーの方もされるようになりますし、また、企業もすぐに公表するのが、今は本当にトレンドなのかなというふうに思っていまして、ちょっと調べただけでも、８月に、全国ですけれども、大きいところで30件以上個人情報が出ました、で、こうこうこうしますというのが並べられている事件のサイトがあるんですけれども、行政だと、大阪市とか名古屋市とか、あとデジタル庁も、御存知だと思うんですけど、があって、どういうところでセキュリティをしっかりしていても、人間が介在する以上、どうしてもセキュリティが漏れてしまう部分はできてしまうのかなと思って、大切なのは、それよりも、その後の対策で、それをどう生かしていくかということを、令和２年からずっと内部統制で御報告いただいて、庁内でも対応いただいているのかなというふうに思っていますので、やっぱり安全管理義務の部分で、これからどのようにそれを担保というんですか、していくのかというのをお考えなのかというのをちょっと最後にお聞かせいただければと思います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　我々職員も含めて、委託事業者の方にもしっかり個人情報保護の意識を持って当たっていただくということは、引き続きやっていかなければいけませんが、この安全管理義務ということについては、実際、７年度にもございましたけれども、起きてしまった事例というものを庁内でしっかり共有して、自分たちの業務でも同じことが起きないかどうかということについては、いま一度、先ほどの業務の棚卸のところもございましたけれども、振り返る中で、しっかりと確認をして、ほかのところで起きたミスを自分のところで起こさないようにということを各課がお互いにやっていけば、庁内全体でのこういったミスが減っていくものというふうに考えておりますので、取組は引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。本当にいつ自分が加害者になるかも被害者になるかも

分からないって、なかなか個人情報の難しいところで、先ほど申し上げた８月の企業の例だと、私も実は個人情報が漏洩しちゃって、熱帯魚の餌を買っていたんですけれども、とある大手の会社で。そしたら、メールが来て、すみません、個人情報漏洩しちゃったので、パスワードを変えてくださいというのが来たんですよ。だから、こちらとしても、いわゆる幾つかメールの使い分けというんですか、はしなきゃいけないし、パスワードの使い回しはしないようにしなきゃいけないというのももちろんあるなというふうに思いましたし、それと同時に、やっぱり預けているほう、例えば今回であれば区ですけれども、企業であったりとかそういったところに対してもやっぱりしっかりと管理をしていただきたいなというふうに、単純に、使っている我々としては思うわけでありますから、今、課長がおっしゃったようなことをやっぱり、地道にですけれども、続けていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　この内部統制報告書というのは、令和２年度から作成されて、その報告書を審査する監査委員会が令和３年度から実施されています。監査委員会の指摘も含めて伺います。

非常に、個人情報に関する事務については、不適切な事例が多く、発生頻度も高くて、区民など関係者への与える影響も大きいと思います。監査委員会の報告が令和８年８月19日、19日意見書が出ていますけれども、やはりこれ同一部署における不備が同一年度に複数回、また複数年度以上連続して発生している状況が読み取れる。毎年このようなことが挙がるんですけれども、これどこの部署なんでしょうかね、同一部署。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　ここに記載のあるものについては、一応、保健衛生部、それから教育推進部などが該当しているものというふうに認識してございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　監査委員会でも、同一部署、同一の不備が複数年度にわたって発生しているということなので、この単年度の報告だけではなかなか分かりにくいと思うんですね。年度、部署ごと、令和２年度から始めているんですけど、その令和２年度からの一覧表ですね、年度、部署ごとに作成して、これも継続していく、で、分析していくことは、必要なことではないでしょうかという、この質問を私、実は昨年もしているんですけれども、そのときに課長は、部署ごとの件数は本来の内部統制の趣旨とはちょっと違ってくる。起きた事例は全庁で共有した上で、全ての部署がもって取り組むと回答されているんですけど、しかしながら、やは

り続いていますよね、同一部署での同一不備が。なので、やはり必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　過去に起きた事例をしっかり原因を分析して、次の改善に生かすということが必要なのは、おっしゃるとおりでございます。その取組については、これまでも進めてきておりまして、ほかの部署で起きた事例についても庁内で共有することによって、自分事として捉えてというような取組は引き続き続けているというところでございます。

ただ、仕事も、全く同じ仕事で、同じミスが起きたというのは、実はあまりなくて、仕事もいろいろ種類が増えてきたり複雑になってきたりということで、昨年度まではこの対策でよかったけれども、今年度もう一つこういう確認が必要だったねというような状況があったりするので、なかなか、そういうところで、同じ部署で複数年続いたりというような状況が起きてしまっているものというふうに考えてございますけれども、実際、こういう事故が起きてはいけませんので、少しでもこの発生件数が減るように、今まで同様、今後も起きた事例の分析、改善策の作成ということについては、引き続き努めてまいります。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　年度ごと、部署ごとの一覧表というのは一つの例でありますので、この内部統制も同じ評価で同じ内容であればなかなか改善しないと思うので、ちょっとその辺も工夫して改善していっていただきたいと思います。

内部統制導入後６年が経過しました。これまで蓄積された事例や取組が活用できてはないのでしょうか。似たような質問になってしまうんですけれども、内部統制の目的達成の６つの基本的要素の一つに、リスク評価と対応というのがあります。監査委員も指摘しているんですが、リスク評価とシートの活用について、より実践的に不備を解消すべく抜本的な対策を講じられたいと指摘されています。これ昨年もやはり指摘があったんですけど、同じ指摘があるということは、改善されてないということなんですが、この辺についていかがでしょうか。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　このリスク評価シートの運用については、私どもも一定課題はあるなというふうに認識してございます。先ほど品田委員への答弁のときにも申し上げましたけれども、今年度、内部統制強化月間、今やっておりますけれども、この月間の中で、リスク評価シートについて、各職員がしっかりと理解をするというところを改めて取り組んでいるところで

ございます。シートをしっかり理解することによって、より適切な効率的な運用につながっていくものというふうに考えますので、今後、一部改善しなければいけない部分は改善する必要があるかと思いますけれども、リスク評価シートの運用については、今以上にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　リスク評価シートを作っても同じことが繰り返されるようであれば、逆に職員の手間と労力を重ねていくだけだと思うので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

11ページに個人情報に関して、漏えい防止のための添付データファイルの暗号化、あと、メールの誤送信を防ぐため、令和３年度３月から送信時に送付先のメールアドレスを自動でＢＣＣ化するソフトウェアを導入し、個人情報漏えいの対策の強化を図っている、こういう対策なんですけど、これはハード面の対策ですね、これは委託事業者、指定管理者にも導入されているんでしょうか。導入されていないようであれば、その理由もお答えください。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　こちらに記載した誤送信防止の機能ですけれども、こちら、我々区の職員が使っておりますメールソフトのほうに実装した機能ということで、各指定管理者あるいは委託事業者が使っているメールソフト等には影響しないものでございますので、今回のこの改正といいますか、区で施した改修というものは影響しないものでございますので、各事業者のほうで個人情報、メールの誤送信ということについては、区と同様に細心の注意を払って事務事業に当たっていただきたいというところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　委託事業者による個人情報漏えいの事故が依然として発生している。区の内部統制として、受託者に対する管理、監査の在り方を再確認する必要があると思います。先ほど契約時にチェックリストを作っているとかいうこともありましたけど、果たしてそれで改善につながっているのかは疑問だと思うんですね。リスク評価シートの活用なども含めて、受託者の内部統制の対象を、もっと積極的に内部統制の対象としてやるべきではないでしょうか、伺います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　先ほど申しましたとおり、令和７年の５月から契約時の取扱いも変更したというところで、今もう導入して１年少しというところでございますので、この導入したこと

によって、間違いなく事業者のほうの個人情報に対する意識というものは変わっているものというふうに思います。実際に、残念ながら事故が起きてしまった場合には、その原因について所管課と事業者のほうでしっかり原因を分析して、二度と同じことが起こらないようにということについて、区側の対応もそうですし、事業者側の対応ということもやっていかなければならないということで、そこは事業者としっかり相談をしながらやっていくものというふうに考えてございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　そうですね、リスク評価を作るということは、向こうの意識向上にもつながると思うので、それがうまく生かされていけばいいかなと思います。

　で、12ページから概要・原因が記載されているんですけど、失念、解釈錯誤、誤払いなど注意すれば防げたということがやっぱり数々見受けられるんですけど、これもったいないですよね。これはいかがお考えでしょうか。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　御指摘のとおり、人がやることですので、うっかりミスということはどうしてもゼロにはなかなかできないところかなと思いますけれども、しっかりこの内部統制の仕組みの中で制御できるものはできる限り制御していくということで、これまでもやっておりますけれども、その考えは引き続き持って取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　慢性的な職員不足、あと職員が育成できないということも原因として考えられるのかなと思うので、その辺は指摘させてください。

　あと、昨年、重大な不備が２つ報告されました。１つは、区立中学校でのタブレットの問題ですね。これは２年連続して発生しています。ただ、今回は報告がないので、このタブレットの不適切事例はなかったと判断できるんですけど、これはやはりその対策があって、その効果があったという判断でよろしいのでしょうか、御説明してください。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この２年連続で発生してしまいました学校でのトラブルということでございますけれども、この内容につきましては、システム的に子どもたちがアクセスできないところにデータを移したということで、しっかりシステム的に対応しておりますので、全く同じ事故というのは起きないという状況でございます。

また、こうした事故を受けまして、学校のほうでもかなり個人情報の取扱いについては危機感を持ってくださっておりまして、我々総務課のほうで教育指導課の職員と一緒に実地監査というのを今年も回らせていただきました。実施監査で回らせていただきますと、行った職員に聞きますと、先生方の机の上がもう何も置いてないようなきれいな状態になっているということで、もしかしたら我々職員の机には物が載っているような状況かもしれませんけど、学校の職員には、学校のある時期にもかかわらず、先生方の机の上に何も載ってなかったというところで、我々職員のほうがびっくりするような状況だったというふうに伺っております。

そういう状況もありますので、学校のほうではかなり、この個人情報の取扱いについては、こういった事故があって以降、意識して取り組んでいただいているということですので、我々もこの監査を続けながら、取組として、いい事例はまた同じ学校、横展開をしながら、いいものはいい、逆に、事故が起きてしまったらこういうことが起きてしまったので、皆さんも起きないようにしましょうというところで、そこは学校間で共有をしていただきというようなことは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　区立学校における適切な個人情報は、当然のことを求められております。内部統制の整備、運用における学校の位置付け、取扱いなど、引き続き気を緩めず検討を続けていただきたいと思います。

それと、２つ目の重大な不備って、皆さん覚えていらっしゃると思うんですけど、これは内部流用申請書偽造、有印公文書の件です。偽造を行った職員の処分は停職１か月とプレス発表されました。現在、復帰されていることとは思うんですけれども。昨年のこの自治制度の委員会で、そのことについての質問で、課長さんの偽造についての回答は、警察の方と相談というようなところで体制が整いましたら、速やかに法に基づいた適切な措置を講じていこうという段階と答弁されているんですけど、その後、どういうふうになったのでしょうか。

○板倉委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　本件につきましては、昨年度、あの後、告発状の提出はしております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　昨年は相談ということでしたけど、今回は告発状ということで、言葉がかなり変わっているんですけど、告発というのは、刑事訴訟法第239条で、告発とは、被害者や犯人以外の第三者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示というこ

となので、被害者に限らず……告訴は、被害者に限られるんですけど、告発というのは、犯罪があれば誰もできるという、それは刑事訴訟法で決められているものなんですけど、では文京区のこの告発というのは、誰がいつどのような形で告発したのでしょうか。

○板倉委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　こちらについては、文京区長名で、所管である富坂警察署のほうに告発をしたというような事実はございます。

（「いつ」と言う人あり）

○板倉委員長　中川職員課長。

○中川職員課長　昨年、令和７年の10月９日付の書類になります。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　その後、事態が動いてないということで、報告が上がってないと理解しているんですけれども、有印公文書偽造を防ぐための対策について伺うんですけど、11ページに記載があるんですが、予算流用手続に係る電子決裁導入に向けたシステム改修を行ったという、この電子決裁にしたことで、これで完全に防げるのでしょうか。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　流用のシステム対応についてのお尋ねになりますが、昨年度、事案として起こりましたのが、無断で押印を使って決裁をしたというところになります。今回、システム導入することによりまして、各決裁権者のほうで、システムでそれを承認していくような形になりますので、昨年度起こった事案については解消されるものと認識しております。

○板倉委員長　ほかには。上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

私も千田委員と同じく、この自治制度の委員会資料と併せて監査委員の意見のほうを確認させていただいております。監査委員さんの意見が一々流石というところを指摘になっていて、非常に参考になりました。例えば、内部統制の重大な不備がないというふうに、この２ページの評価報告書には書かれているんですけれども、この重大な不備の基準等についてもしっかりと御検討を進めておられて、それがないから有効に機能しているというところは理解できるんですけれども、もちろん、４ページにあるところの重大な不備がないようにするということは、本当に甚大な被害が出ますので、それに至ってないということは、そうですかということなんですけれども、しかしながら、皆さん、言うまでもないことですけれども、やはり、軽微なリスクというものを重ねていって、たまたまそれが重大な不備に発展すると

いう場合があるんだと思いますので、そういう意味では、重大な不備がなかったから有効みたいなふうに言い切ってしまうことが本当にできるのだろうかとか、という部分については、もちろん、同じ監査意見の中で、この内部統制の中でやるべき手順をやらなかったことによって起こったリスクというか、事故みたいな、事故手前なものとかということが起こっているということを考えると、先ほど総務課長がおっしゃったように、内部統制の中でしっかりやっていくということは、まず第一ではあるんだけれども、重大な不備じゃなかったからといって、内部統制が完璧なものではないということを認識しながら、内部統制を進めていかなければならないだろうというふうに思います。

で、一々この監査委員の御指摘がそのとおりで、先ほど千田委員もおっしゃった同様の部署で同様の不備というか、事案が繰り返されていることについては、今後もきちんとやっていっていただきたいと思いますし、また、区立学校の位置付けについても、先ほど見に行っていただいているというふうに伺っていたので、少し安心したんですけれども、この監査委員さんの御意見を踏まえながら、引き続き見ていっていただきたいというふうに思います。

また、この抜本的な改善の部分というのが、恐らくこの11ページのいろんなシステムの改修とか、物理的な改修によって、あ、物理的に……そういうリスクがあるような事務を少なくしていくということが重要になってくるのかなと思いますし、また、同じく11ページのところに、若手職員の方の割合が増えているので、知識、ノウハウの継承がというようなふうに書かれているんですけれども、たまたま若手の方の知識、ノウハウ継承が問題なのか、そういう事務を取り扱うのが若手の職員さんが多いからなのかという因果関係がちょっと分かりかねるので、実際、本当に若手職員さんによる不備が多かったのかとか、だとしても、そういう事務を取り扱うのが若手職員さんがたまたま多いのかとか、そういった因果関係がちょっと分からないような内容も含まれているので、その辺については、どういうふうな判断をして、この評価報告をされているのかと、その改善策みたいなものは、では、だとすれば、具体的にはどうなのかということを伺いたいと思います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　まず、この重大な不備に該当するというところでございますけれども、今、御指摘ありましたとおり、その４ページのところにございますとおり、このような基準で判定をしているというところでございますが、これは言ってしまえば、あくまでも国のガイドラインにのっとって報告書を作成するための整理ということでございますので、御指摘のとおり、重大であろうがなかろうが、こういうミスが起こるということはよくないことである

ということは当然に認識をしてございます。そのことは、２ページの評価報告書の４番のところにも記載させていただきましたが、重大な不備に該当するものはありませんが、不適切な事案を把握していることから、引き続き再発防止の徹底、職員の意識醸成を図るということでございます。この姿勢は全く揺らぐものではございませんので、今回、重大な不備がなかったからといって、よしとするのではなく、引き続き気を引き締めて取り組んでいく必要があるという認識でございます。

それから、抜本的な改修というところで、令和７年度については、複数のシステム的な制御を行ってまいりました。これ以外にもシステムの制御によってある程度抑えられるものについては、当然費用との兼ね合い等もございますけれども、導入すべきものはしていくということは今後も検討していかなければならないかと思いますし、一方で、御指摘ありましたとおり、事務の見直し、そもそものリスクを減らすような事務の手続を検討すると、そういったことも並行して行っていく必要があるというふうに考えてございます。

また、若手職員ということにつきましては、現在、20歳、30歳台の職員が６割ぐらいを占めるような状況かと思います。そういう状況の中で、どうしても知識、経験が不足した職員がどの部署にということ、限られたことではなくて、全ての部署に若い職員が散らばっておりますので、そういった知識、経験の不足した職員が業務に当たる可能性というのはどの部署でも持っております。ですので、そういった知識、経験の少ない若手職員に対しては、しっかりベテランの職員が必要な知識、経験を伝えて、ミスが起こらないようにということはやっていく必要があるというふうに考えてございます。これは、ミスを起こしたのが若手が多いとかそういうことを申し上げているのではなくて、ミス自体は若手、ベテラン問わず発生してしまっておりますけれども、客観的な事実として、職員の年齢の若年化が進んでいるという事実がございますので、そういった状況に対応するために、このような記載になっているというところでございます。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。監査委員さんの意見をよく読めば、このとおり今後も改善を進めていっていただければいいのかなというふうに思ったりもいたしますけれども、12ページとか13ページとか、割と複数職員によるチェックとか、ダブルチェックとかで、万事解決しようとするのではなく、前から申し上げているように、やはりシステム等で、なるべくそういった事務を減らしていく。また、事務自体も、不要な仕事を減らす、スクラップ・アンド・ビルドというか、予算編成方針にもありましたけれども、本当に区がやらなければ

ならないような仕事なのか、事業なのかというのは、もう一回見直していただくことも必要なのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　今もう何人かの方がいろいろと監査報告の指摘をされたので、そのとおりなんですけれども、今回の令和７年度の決算のいわゆる意見書の中にもやっぱり監査委員が最後言われているんだけれども、こういうふうに言われているんですよね。従前から指摘、注意してきた契約書等の不備、不適切な事案決定、検査の不備等、基本的な業務への取組姿勢も含めて、改善、是正すべき事項も見受けられたと、こういうふうに言われた後で、令和２年度から導入された内部統制制度の下、内部統制を適切かつ実践的に整備、運用し、不適切な執行の予防を図るとともに、職員が適法、適切な事務処理ができる環境の構築とコンプライアンス意識の向上に向けた取組を期待すると、こう最後、監査委員がこの決算のあれでは言われているんだけど、まさに今、細かい部分は、監査ね、指摘されたと思うんですが、もう一度、これだけ令和２年度からこれが導入されてきて、全体的にそういうコンプライアンス意識というのかな、今、非常にそれが企業なんかも物すごく問われているわけじゃないですか、当たり前のことなんだけれども、そういう部分の基本的なことをしっかりと上から学んでいくことが改めて大事なのかなと。

ちょっと本でも読みましたけれども、かつてＪＡＬが負債総額を大変抱えて、国の管理の下で、稲盛さんという京セラのあの人が入って改革をしていった中の最大の、一番のやった、まず第一は、やっぱり意識の変革というか、このＪＡＬというのは、自分たちの会社なんだという意識を持てということはやっぱり徹底したということから、あれだけの負債総額を短期間の中で返済をした最大のあれだったと言っているんだけれども、やっぱりそういう意味からいけば、この指摘されたところの部署だけじゃなくて、やっぱり全体的にもう一回こういった意識の変革というのを上から、もう令和２年度からこれスタートして、大体、毎回毎回同じようなことのあれなので、そこをもう一度しっかりと意識をし直してやっていくということが、やっぱり次へつないでいく大きなきっかけでもあるので、そこをしっかりと私は取り組むべきではないかなというふうに思うので、その辺は、所管の課長としてどういうふうに捉えているのか、ちょっとそこだけ最後お聞きしたいと思う。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　職員への意識づけというお話かと思いますけれども、職員に向けては、新人の頃から様々な研修メニューを職員課のほうで組み立ててやっているところではございます

けれども、内部統制に関しましても、ｅラーニングという形式ではございますけれども、新人職員に向けた研修のメニューも用意をしてございます。そういった中で、いろいろな研修をやる中で、内部統制ということの考え方、それから仕事の成り立ちというところも含めて、しっかりとこの内部統制の研修を通じて認識していただくことによって、公務員が法令を遵守しなければ誰が守るんだというようなぐらいでございますので、自分たちは公務員であるということをしっかり意識を改めて持っていただいた上で、日頃の業務に当たってもらうということについては、今後も引き続き、職員の研修、教育というところについては続けてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長　ほかに。依田副委員長。

○依田副委員長　ありがとうございます。

毎年の御報告ありがとうございます。ちょっと先日一般質問でもしました、元町ウェルネスパーク、元町幼稚園の園庭の権限の設定のことについて伺いたいんですけれども、こちら、外部監査人からも、区有地、行政財産でありながら、そのエリア内に順天堂の施設があるということで、何の権限も設定されてないということで、違法状態にあるというふうな指摘がなされておりますけれども、これって、内部統制は財務に関する事務と、個人情報に関する事務ということが対象になっておるんですけど、今回の元町の事案というのは、この内部統制の対象に当たるのかどうかというのをちょっと念のため伺えればと思います。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この件に関しては、内部統制の案件というふうには考えてございません。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　ありがとうございます。その理由をちょっとお尋ねしたいんですけれども、この財務に関する事務というところで、確かに金銭的な直接の被害は出ていませんよということだったとは思うんですけれども、そういう理由なのかなというふうに思うんですが、ちょっとそれを伺いたいんですが、で、その上で、その対象に当たるのかどうかというところで、単純に金銭的な損害が出ているのかどうかのみで判断しているのかどうかということをちょっと、ではまずそれをお願いします。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この重大な不備等に関しては、この４ページのところに出ているような、こういった基準で機械的に判断をしているということではございませんで、個別の事情に応じて判断をしているということでございます。決して、機械的にやっているというものではご

ざいません。

また、今回、この元町の件につきましては、内部統制上に統制の必要性といいますか、統制の可能性があるかというところで、財務に関する事務、それから個人情報に関する事務、例えばダブルチェックを怠ってですとか、必要な手続を踏んでなかったために起こったというところで、では必要な手続、ダブルチェックをするようにしましょうですとか、そういった統制の可能性について追求していくと。これが内部統制の制度というふうに認識してございます。

今回の元町の件につきましては、こういった面から財務会計、それから個人情報、いずれにしても、こういった必要な手続を欠いた手続ということではございませんで、しっかりとした手続を経て、しっかりとした判断を下したと。その判断について、いろいろ、様々意見があるということは認識してございますけれども、そのこと自体は、この内部統制上の事項であるというふうには捉えてございません。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　では、ちょっといろいろ話があったので、整理し切れてないかもしれないんですけれども、手続上の不備がなかったというふうにおっしゃったんですけれども、結果的に違法な状態になっているということは、認定されているわけでありまして、それにおいて、手続上の不備がなかったというのは、ごめんなさい、様々な各部署の連携ミスがあったというふうには指摘されているわけなんですけれども、それは認定されているわけなんですが、それに関しては、手続上の不備ではないということ、いろんな部署にまたがっているわけなんですけれども、それぞれの部署が、ミスはあったけれども、違法というか、これ当たるほどのことはやってないという、そういうふうな意味なんでしょうかというのが１つと。

あともう一つは、内部統制の目的として、４つ挙げられておりますけれども、文京区の内部統制に関する方針というところで、目的が４つ挙げられております。それで、これはもちろん総務省のガイドラインから引っ張ってきているものだと思いますので、内容はほとんど同じなんですが、その４つの中の１つに資産の保全というのがあって、区が保有する財産を適正に管理するために、正当な手続に基づく取得、使用、処分等を行うことで、その保全に取り組みますというふうに書いてあります。

で、正当な手続に基づく使用というのが今回なされていない、現状もなされていない状況になっているわけなんですよね。であるにもかかわらず、この内部統制の対象にならないというのがちょっとよく分からないんですが、それを教えてください。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この内部統制の事案に該当するかどうかというところについては、最終的には、この内部統制推進本部で判断をして決定をするというところでございますけれども、これは現状、所管においても、内部統制上、問題がないというふうに判断をしているものというふうに認識してございますので、現状としては、内部統制に該当する事案ではないという判断でございます。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　今、ごめんなさい、本部で判断するという話をおっしゃったんですけど、では既に、先日指摘された件に関しては、その本部に議案というか、かかった上で問題ないという、そういう判断、そういうプロセスを経ているという、そういうことなんでしょうか。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　すみません、説明が足りず申し訳ございません。内部統制に関しては、７年度につきましては、７年度の出納整理期間が終わった後に、７年度に起こった各事故の事案につきまして、改めて内部統制推進本部の幹事会を開いて、その後、本部において判断をしているということでございますので、この案件については、現状そういった俎上に上がっていないという状態でございます。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　というと、では今、総務課長が最初からこれは内部統制の対象になりませんよとおっしゃった根拠がよく分からないというか、その「ならないんじゃないかな」だったら分かるんですけど、「なりません」というのは、最初から断言されていたのは、どういう手続というか、プロセスというか、を経てなのか、ただの個人的なお考えなのか、ちょっとそこを伺いたい……。

○板倉委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　特に内部統制推進本部で諮った事項ではないという点につきましては、私は、制度所管の管理職としての見解というところでございます。

○板倉委員長　よろしいですか。はい。

それでは、報告事項の３について、質疑を終了いたします。

次に、区民部経済課から１件です。

報告事項の４、中東情勢を踏まえた産業振興施策の実施について。

内宮経済課長。

○内宮経済課長　それでは、資料第４号、中東情勢を踏まえた産業振興施策の実施について、御報告をいたします。

中東情勢に伴う原油・原材料価格の高騰等により、事業活動に影響を受けている区内中小企業を支援するため、以下の３つの産業振興施策を令和８年８月から実施しておりますので、その内容を御報告いたします。

まず初めに、項番の１、中東情勢対応つなぎ資金の新設です。

ゴールデンウィーク明け以降、ナフサ等の資源の不足に伴って、売上げの見込みが立たないといった中小企業の一時的な資金需要に迅速に対応するために、令和８年度末までを申込み期間といたしまして、中東情勢対応つなぎ資金を新設し、企業の資金繰りの支援を強化いたしました。

使途としましては、運転資金、融資限度額は1,000万円以内、返済期間は２年以内とし、利子補給は1.5、本人の負担率は0.4という形になってございます。

また、対象は、表の中の(1)から(3)を満たすものという形になっております。

なお、９月15日時点での実績でございますが、あっせんとしましては、12件のあっせんを行いまして、実行としては２件の実行がされた形になってございます。

次に、項番の２、持続可能性向上支援補助（生産性向上設備）の補助件数の拡充でございます。

設備の導入に当たって、原則補助率が３分の２、上限額50万円で補助を実施しているものでございますが、既に４月からスタートした前期分の10件の上限に達しまして、５月の下旬あたりですかね、受付を終了してございました。

このたび、資源の不足が中東情勢の影響で危惧される中で、少ない資源で多くの生産性を生み出す設備投資に対する支援を行うことで、事業者の経営基盤を強化する、促進する目的から、新たに10件分を追加して受付を再開し、区内中小企業の生産性向上に資する設備投資の支援を強化したものでございます。

９月中旬、15日時点での実績としましては、追加の申請で４件の申請を承ったという形になってございます。

次に、項番の３、イノベーション創出支援事業補助の要件の拡充でございます。

この補助金ですけれども、区内中小企業者が新製品、新技術の開発について事業に要する経費の一部、上限は200万円で、補助率は３分の２となってございますが、そちらを補助するものでございます。

このたび、この補助の要件に新たに石油代替素材の製品及びその製造技術の開発により石油に依存しない社会の実現を推進する事業という項目を新たに追加して、石油のみに依存しない新たな技術開発に取り組む中小企業を支援するという形で設計したものでございます。

この補助金の締切りが８月末だったんですけれども、申請としては15件の申請をいただきました。うち、この要件を広げた石油代替素材に係る申請も１件ございました。

今後、申請に対する審査を行っていくので、採択されるどうかというのはまた別の課題ではございますが、現状としてはそのような形になってございます。

最後に、項番の４、実施スケジュールとして、各事業ともに８月３日から事業を拡充して実施しているものでございます。

御報告は以上です。

○板倉委員長　（音声途絶）

○ほかり委員　ありがとうございます。

まず、この中東情勢を踏まえた支援ということで、つなぎ資金と生産性向上の支援とイノベーション創出支援、３本立てということで、資金繰りだけじゃなくて、企業、事業者さんの企業力を向上する取組にも支援をしていただけるということで、そこは評価したいと思います。

で、何点かあるんですけれども、まず、つなぎ資金に関してなんですけれども、これ上限1,000万円で、本人負担の利率が0.4％、すごく利用しやすい融資だと思うんですけれども、要件のところで１から３まであるんですが、３は除いて、１と２が保証付きの区の融資をもう既に利用している事業者さんで、約定どおり返済をしている事業者さんということなんですけれども、今までずっと健全に会社を運営してきて、コロナもあり、それも何とか乗り越え、ただ、この原油高と物価高で資金需要が発生しているという事業者さんがいると思うんですけれども、このつなぎ資金に関しては、既に融資を受けている事業者さんが対象というのは分かるんですけれども、新たに資金需要が発生してしまった事業者さんに対しては、どういう支援とか、補助への誘導をしているのかというところがあれば、教えてください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　新たな資金需要が発生した事業者さん、今まで区の制度融資を利用されてない方は、確かにこのつなぎは使えない形になりますけれども、区の融資メニューはこれだけでは当然なくて、種々メニューがございまして、例えば経営環境の変化対応資金という融資のメニューがございますけれども、これなど融資の上限額を４月からちょっと上限額を上げ

て対応しているような資金で、本人負担率もそちらですと0.2というような形で、もちろん各融資メニューごとにいろんな条件がありますので、それが使えるかどうかというのは、個々の融資メニューが当てはまるかどうかというところになりますけれども、まずそういったメニューを御利用いただいて、なおかつ、その中でも中東情勢の影響を強く受けていて、さらに資金繰りが必要といった場合には、このつなぎの融資が使えると、そういう制度設計でございます。

○板倉委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。よく分かりました。

では、次なんですけれども、この生産性向上設備補助に関してなんですけれども、これは前期分がもう既に募集が終了して10件、後期で10件募集に対して今４件の申込みという御報告があったんですけれども、この前期の締め切っている10件に関しては、何件ぐらいの申請があったのか。どういう経緯で……その多かったから後期の分が10件追加になったと思うんですけれども、どのぐらいの申請があったのか、教えてください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　具体的な申請件数は、これ順次受け付けているので、最終的に何件になったかという把握はしていないんですが、まさにこの10件追加した理由のところが、締切りを過ぎた後にやはりお問合せをいただくというか、10件埋まっちゃった後にお問合せをいただく企業が何社かございまして、10まではいかないけれども、やはりそういうお問合せが数多くありましたので、今回この10件増やすという判断をしたところは、そこのまさに肌感という形にはなってしまうんですが、職員が電話対応等で受けている中で、10件ぐらい追加したらという形で、追加した形になります。実際、申請も今４件来ているというところなので、それを消化できるかどうか。かつ、もし残った場合も、後期の部分でそこは生産性の支援補助に生かせるかなというふうには考えてございます。

○板倉委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。

あと、最後に、イノベーション創出支援事業の方なんですけれども、これも今回新たに石油代替分野のものが加わったりとか、それに関しても１件問合せがあったということなんですけれども、先ほどの午前中あったＢ＋（ビータス）の質疑のところでもあったんですけれども、皆さん、大学研究機関が文京区にはたくさんあってというところで、マッチングの話もされていたと思うんですけれども、この補助を活用するに当たって、中小企業さん単体だ

と、この石油代替のものの新たな事業をつくり上げていくというのは、ちょっと難しいんじゃないかなと思っているんですね。ただ、技術だとかノウハウは、企業さんはお持ちだと思うんですけれども、逆に、大学の研究機関なんかは、研究シーズはたくさん持っていて、データを持っているけど、それ具現化するノウハウがなくてというところがあると思うんですね。だから、いかにそれを、経済課さんと企画課さんで連携していたと思うんですけれども、研究シーズは持っている研究機関と、実際それを具現化できる区内の事業者さんをマッチングして、そこのマッチングしたものに対して補助金を入れて、イノベーションをつくっていくという動きができればいいんじゃないかなとは思うんですけれども、そのあたりについてどういうお考えがあるか、教えてください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　実際、この補助金の審査というか、申請されている企業さんなんかを見ていく中でも、やはり大学と関連してというか、大学のところから起業してというような方々のお話も、申請者のお話も聞くことが多いものになっております。

先ほどＢ＋（ビータス）の話もありましたけれども、マッチングの視点でいきますと、まさに経済課でスタートアップを支援する……ちょっとこの補助金とはまた別の話になってしまいますが、スタートアップを支援するところの意義の一つとしては、もちろんスタートアップの支援というのもありますが、いわゆる区内中小企業のスタートアップではない、いわゆるスモールビジネスというふうに言われるところ、そこを含めて、双方にメリットがあるような仕組み、それをつなげていくところが、行政がそのスタートアップを支援する、中小企業を支援するといった位置付けの根幹になるのかなというふうに思っておりますので、その点は、我々もスタートアップを支援する中でも重要だというふうに考えながら、アプローチしているところです。

ただ、先ほどのお話にもありましたが、なかなかそのマッチングというのは、双方のニーズ感が一致しなくてはいけないといったところがあるので、すぐに数字や実績が上がるというものではなく、根気強くそれを取り組んでいくこと、それが非常に重要かなというふうに認識しているところでございます。

○板倉委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。確かに難しいとは思います。ただ、この３本立てである支援が、一時的な中東情勢へのつなぎだけじゃなくて、その生産性の向上だったりとか、新しい事業を生み出す支援も同時にやっているというのはすばらしいことだと思うので、マ

ッチングは確かに難しいと思うんですけれども、それができれば、皆さんおっしゃっていた、Ｂ＋（ビータス）は区内事業者さんの応募が少ないのが気になるとおっしゃっていたのは、区内事業者と大学をマッチングできれば、必然的に区内での事業になるわけですから、前向きにそこはぜひ頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　経済課さんには、いつもこうした世の中の情勢、いろんな中東情勢も含めて、世界の情勢も含めて、移り変わりの中で様々な対応を大なり小なりいろいろやっていただいていることには、本当にありがたく思っております。

　ここで質問させていただきたいのは、３番目のイノベーション創出支援事業補助の要件拡充というところで、私がちょっと質問したいなと思ったところが、この新規追加要件のところで、石油代替素材・製品及びその製造技術の開発により石油に依存しない社会の実現を推進する事業ということで、そういったところで事業しているところに、補助金の上限200万円で３分の２補助しますよということなんですが、まずお聞きしたいのは、文京区の産業って結構印刷だったりとか出版が多かったりしますよね、そういったところとの地域の産業、これを意識して始めるきっかけなのか。それとまた、石油に依存しない社会の貢献というのかな、脱炭素というところを意識されたものなのか。ちょっとこの辺の事業を推進するに当たって、この背景というんですかね、ナフサ不足というふうな先ほどお話はありましたが、結構、文京区にはそういう地場産業で多いと思うんですね。そうすると、どの程度の企業さんがいるなとか、そういった効果を漠然とでもいいんですが、そうやって考えて、この事業を企画されたのかって、その辺ちょっと教えてください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今回、御報告差し上げたのは、ナフサの影響を踏まえた、中東情勢の影響を踏まえたということで、要件拡充の部分を御報告させていただいたところなんですが、そもそもこの補助金の枠組みといいますか、成立のところでいいますと、要件の中でも書かれているとおり、原則的な要件として、資料の中で言うとマル１からマル４までのところが、当初から設定された要件としてございます。Society5.0の実現を目標とする事業であったり、今お話の中でもありましたけど、文京区の地場産業ですね、印刷や出版、医療機器、あと旅館業等、そういった地元の地場産業を支援するという趣旨。また、特徴的なところでいいますと、感染症の検査、診断等ですね。コロナ禍の中でいかにそういったところに資する事業を応援するという意味で、設定した要件という形で、こういった事業がございます。

なので、要件につきましては、その時々で、先ほど企業のマーケティングのお話もありましたけれども、企業の中で必要とするもの、あと行政としてもそこを支援するもの、そこを洗い出しながら要件として設定をし、それを開発・推進していく企業の後押しをするという趣旨で、設定している補助事業というふうに認識してございます。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。地域の実情に合わせたものということを組んでいるというふうなことで、分かりました。

で、今現在で15件ある中で１件がこの新規に該当すると。あ、そうなのか、１件か、ちょっと何か少ないなって感じたんですね。それがどうなのか。

それと、まだ知られてないからなのか、ではニーズとしてどうなのか。

あとは、国とか都でも、もう少し大規模な補助をやられていますよね。そうすると、文京区のこの200万が少ないからあまり応募がないのかなとか、ちょっとその辺のところを教えていただけますか。少ない要因というのではなくて、200万という金額の設定、その辺のところも教えてください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　まず、件数的なところでいいますと、先ほど申し上げたとおり、ナフサに関連するものは１件ございました。肌感といいますか、所管課長としての考えでいうと、８月に要件を拡充して、周知をしたといったところだったので、正直、出てくるかどうか分からないなという中であったんですが、その中でもやはり１件、ナフサの代替に関する開発に取り組んでいる企業さんがいらっしゃるといったところは、さすが文京区といいますか、文京区の中小企業の力強さというか、先を見ているところというのを感じるところがございました。

あと、国や都の補助金のところのお話を申し上げると、当然、国や都でやると、より大規模な金額であったり、大規模な形で提案を受けてというような事業を取り組んでいるといったところがあるというふうに思います。ただ、文京区の場合だと、今、申し上げていただいたとおり、200万という形で、金額としては、経済課が持っているいろんな補助金があるんですが、例えば出ている生産性の補助金なんかは、１企業50万円で、賃上げをやった場合には100万円ぐらいまで上限額を上げてとやっているんですが、200万の補助をしているというのはなかなかないものなので、経済課の中では比較的大きな金額の補助という形になっております。

200万円がどうかという視点に立つと、正直、開発経費というのがかなり金額がかかってくるので、多いか少ないかでいえば、まだまだ少ないのかなという印象は持っているところではございます。ただ、スタートアップの企業さんとか、お話を伺う中では、国や都の大規模な補助金だと、金額は確かに大きいんですけれども、それが採択されるまでのやはり審査であったりとか、競争といいますか、そういったところがかなりハードで、審査手続の大変さ、あと、実際採択されるかどうかの採択率が低いといったところから、いわゆる基礎自治体に期待するところという意味でいうと、審査がより簡便にできるようなところであったり、あとは、金額が少なくても、採択率がどれくらいかというのをやはり気にされているといったところが御意見というか、声としてもよく伺っているところでございます。

近年、このイノベーション創出事業補助金ですね、大体、毎年、初年度は、令和３年度やったときは、申請が６件ぐらいだったので、まだまだといったところではあったんですが、それ以降、基本的に10件を超えるぐらい、令和７年度だけちょっと９件だったんですが、十数件という形で、令和８年度は15件と、今まででは一番多く申請が来たといったところになります。

なので、その辺の声といいますか、周知というのは、一定行き届きつつ、その採択率の魅力であったり、手続の簡便さ、そういったところをメリットとして捉えて、申請をいただいているのかなというふうに認識しております。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　自信のある事業だなという感じで、何か安心をしました。

もう一つお聞きしたかったのが、他区でもこのような事業をやられているのか、ちょっとその辺も教えてください。ごめんなさい。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　他区の状況でございますが、調べ得る範囲で私のほうでも調べて、幾つかの区がやはり同じような研究開発経費を助成しているといったところがございました。

文京区の他区との違いといいますか、ちょっと特徴的な部分を申し上げますと、大体、幾つかの自治体のところで、文京区の補助金もそうなんですけれど、文京区に１年以上所在があるところに対して補助しますというのが一般的な行政の補助金といった形があるんですが、この補助金に関しては、うちの補助金の中でも特殊で、いわゆるベンチャー企業であって、いわゆる登記をして１年未満のところであっても対象にしますよという形で、対象の幅をちょっと広げて受け入れているといったところがございます。午前中の議論でも各種ありまし

たけれども、大学であったり、あとは創業が多く、スタートアップが多く生まれてくるという地域性、そういったところを反映して、制度設計をしているというのが、うちの区の特徴かなというふうに考えてございます。

○板倉委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。まとめます。すばらしいですね。そうすると、他区とちょっと差別化して広報していただいて、せっかくですので、もっと手が挙がるように、皆さんに便利だなと思ってもらえるようにしていただけたらと思います。スタートアップの事業としては、家賃補助とか、それからあと、経営相談をするスタートアップ支援事業補助金がありますよね。またそれと別に、今回のもそうですが、イノベーション創出支援事業補助金があって、こちらも要はスタートアップも使えるという事業になっていて、非常に応援体制としてもしっかりと取り組んでいるというのが見えてきますので、ぜひ、やはり広報を上手にやっていただきたい、利用していただきたいなというふうに思っています。

それとあと、今日の前半にありました、共創フィールドと連携して、それがつながっていけるような何らかの形でなっていくと、さらにいいのかなというふうに思います。ありがとうございました。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　今、本当に中東情勢に伴う原油・原材料、物価高騰で非常に今、大変なことになって、企業も区内事業者も大変だと思うんですけど、区内事業者、福祉施設などの緊急実態調査をしたのか、相談窓口は設置したのか、そして、どのような声を聞いているか。まず、そこをお答えください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　調査という形での実施は、経済課では行ってはございません。窓口については、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談の窓口を常時開設しておりまして、こちらでも中東情勢に係る御相談は承りますよという形で、４月の頭だったと記憶しておりますけれども、その段階で各事業者さんにも周知をして、相談の受入れ体制というのを取っているところでございます。

（「どのような声を聞いたか」と言う人あり）

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　中東情勢に係る各企業さんの御意見といったところでいいますと、やはり一番多く承ったところでいうと、資材が入ってこないといったところから、売上げの見込みが

立たないといったところが危惧されるところでしたので、そこに対する支援として、今回ではつなぎ融資ですね、そのメニューを創設したという形になってございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。私たち共産党も直接、土建組合とか医療機関とかいろんな現場の声を聞いています。その深刻な声というのは、６月の代表質問で金子議員が幾つか例を挙げましたけれども、しかしその後も、例えばクリーニング店では石油溶剤の単価が高騰しているけど、価格に転嫁できない、また建設業者からは、単価が上がっていて見積りができない、廃業が目の前に迫っている、また医療機関からは、歯科からなど、手袋など備品が入ってこない、ペニシリンも入ってこない、歯科にとってはペニシリン重要なんですけれども、あと薬局からは、薬袋が入ってこないなど、声は続いております。共通しているのは、コロナのときよりも深刻、もう借入金、融資してもお金は借りれない、不可能という声も上がっております。本当に資金を借りられる余裕がないのが実態です。

まず、区独自の直接支援が必要ということを含めて、ちょっと事例を紹介したいんですけれども、例えば日野市では、補正予算に、市内中小業者に向けた賃上げに対する支援事業として２億2,000万円を計上しました。対象事業者は、市内に本社または事業所を持つ中小企業、個人事業主、建設業とか製造業、運輸業、郵便業で、補助額は１事業者当たり250万円を上限としています。

また、補正予算には、認可保育園、私立幼稚園、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、農業者に対して光熱費、食材費、燃料費などの物価高騰対応支援補助金が盛り込まれました。

また、国分寺市では、国の臨時交付金約3,000万円を活用して、建設業に10万円、製造・運輸業には５万円の支援金を、追加補正予算が提案されています。

それと、豊島区では、賃上げ促進支援金を実施しました。従業員の賃金を３％以上引き上げた場合、１人当たり５万円、最大50万円を支給します。申請期間は、令和８年４月20日から12月22日です。このようにいろんな自治体で直接支援に取り組んでいるんですけれども、文京区として、直接支援についてお答えください。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　直接の支援といったところで、例えばですけれども、賃上げ分をまさに税金でそれを支えるというような支援ですね。今、例示いただいた各自治体のところもそういったところがあると思いますが、本区の考え方としましては、基本的にやはり企業の経営基盤

強化といったところに視点を当てていまして、先ほど来出てきている生産性の設備の投資であったりとか、このイノベーションの補助金なんかもそうですけれども、その後の企業の発展に資するような事業に、できるだけ補助を行っていくという考え方で整理をしてございます。やはり賃上げのところのインセンティブとして、公的支援で賄うといったところも、御意見としても理解できるところではあるんですが、あまり税的な公的支援に支えられた賃上げになってしまうと、その後、公的支援がなくなった際に、やはり企業としても乗り越える力がなくなってしまうといったところがありますので、中東情勢を含め、経済状況はかなり先行きが見えない中で、企業自身が力強くそこを乗り越えられるような、そういった支援を本区としては考えているところでございます。

○板倉委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　９月補正についての御質問が出ました。今回、９月補正で御審議をお願いしようと思っている案件の中には、本日、経済課のほうから報告しました中小企業支援のほか、商店会支援、あるいは介護事業者支援、子育て支援事業者支援、そういった各事業者への支援経費も計上しているところでございます。今回、補正予算全体で２億以上の計上をしているところでございますので、そういったものもやりながら、物価高騰対応については対応してまいりたいと思っているところでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　各事業所が力強くなって乗り越えていくことはもちろん必要なんですけど、今まさに乗り越えられない事業所が区内にあると思いますので、そこが乗り越えられるよう、そこの支援も考えていただきたいなと思います。

それで、つなぎ資金として1.5%利子補給をして、本人負担0.4%ということなんですけど、これも他区の事例なんですけれども、中野区なんですけど、臨時相談窓口設置とともに、利子０％、信用保証料０円の新しい融資制度、中東情勢対応資金を創設し、６月から募集を開始しています。当初は、当初予算からの流用で賄えると考えていたものの、応募が殺到し、急遽補正予算を組んで、７月28日の時点で融資あっせん約690件、融資あっせん額89億4,400万円となっております。このように89億円、中野は融資あっせんに予算をかけております。なので、文京区も本人負担ゼロ%の施策を求め、伺います。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　中野区のゼロ融資等で、文京区のほうでもどうかといったところの御質問かと思いますが、ゼロ融資については、過去コロナ禍においても、本区のほうでも取り組んだ

といったようなところはございます。ただ、現状のところの判断としましては、まだコロナ禍のところの状況とは異なるのかなというふうに考えてございまして、実際、業績の悪化している企業の支援、連鎖倒産防止のための中小企業信用保険法第２条第５項に基づく、特定中小企業の認定というのを行っております。要は、経営に非常に困ったときに、国の法律に基づいて認定しているものなんですけれども、令和８年８月の中旬時点で、今、その認定を６件しております。ただ、コロナ禍、ではどれぐらいだったのかといったところですけれども、令和元年度については116件ですね。令和２年度は3,000件を超える認定がされていてというような状況でして、もちろんいろんな号によって位置付けが違う、感染症のコロナの対応などもありましたので、そういった形で、困難な状況に陥っている企業の数というのも、そのときと今の時世とでは少し異なるのかなというふうな認識を持っているところでございます。

また、無利子の資金繰りの融資といったところにつきましては、公的資金、先ほどの賃上げのところと関連する形にはなりますが、企業が依存をし過ぎてしまいますと、今後の企業の成長のところを抑えてしまうリスクといったところもあるかなというふうに考えておりますので、現時点においては、無利子の融資あっせんメニューの創設というのは考えていないところではございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　はい、分かりました。世界情勢を見ても、この問題が近いうちに解決するとはとても考えられず、この状態がますます悪化していくことも予想されると思いますので、引き続き区内事業者を守るためにいろんなメニューを考えて、対応していただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長　吉村委員。

○吉村委員　中東情勢緊迫化に伴う経済支援策については、私も一般質問でも質問させていただいておりますけれども、区内企業からは事態の長期化と今後の影響を懸念する声が非常に出ておりますし、企業活動の先行きを不安視している企業さんも多数いらっしゃいます。区としても、そのときの御答弁で、中小企業支援員による訪問相談とか、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談を通じて、また、産業団体や金融機関、商店会等との意見交換に加えて、区の窓口の業務相談などでも情報収集して、必要な支援策を講じていかれるというような御答弁もいただいておりまして、本当はここでどういった声がと言おうと思ったら、千田委員とかぶってしまいますので、そこはちょっと具体的にはお聞きしませんけれども、た

だ、ナフサ不足とかの影響とかもあって、原油とか原材料価格の高騰が続いている中、資金繰りが苦しくなっているという声もいただいて、こういった１番のあっせん制度とかも創設されたということですし、こういった実際の相談を通じて上がってきた声というものを制度につなげていっていただいて、今回の新たな３つのここで御報告されている制度以外にも、使い勝手のいい制度といいますか、そういった補助金だったり、いろんなものも柔軟に御検討いただければと思っております。

持続可能性向上支援補助のほうは、省エネ設備のほうが特に申請率が高く、こちらの生産性向上設備のほうは10件とか、それでも今回は８月からの拡充で４件ほど申請があったということで、どんどんといい状況で利用率も上がっていくのかなとも思っているところですけれども、こちらはもしかしたら先端設備等導入計画を作成して、認定経営革新等支援機関を探して、そちらの計画を策定した上での申請になるので、結構、私のところに来る声というのが、認定経営革新等支援機関がつくる、計画をつくらなきゃいけないんですけど、そういった方々とお付き合いが日頃ないので、そういう専門家の方と。頼む相手が分からないとか、何となく計画って小難しそうだったりとかで、ちょっとそこで躊躇して、申請に至らない方というのが非常に多いと思われるんですよね。

で、確かに私も、フォローアップとかでお話ししていても、やっぱり日常の業務に本当に追われていらっしゃるので、中小企業の方々とかは。なので、そういった、例えば要綱に書いてあるとか、読めば分かるというところもあるのかもしれないんですけれども、読んでいる暇がない、心がざわざわしているときに読んでも全然頭に入ってこない、で、申請書類も、簡単だと言われても、自分には簡単には思えない、そういう声とかもたくさんありますので、ぜひ、こういった相談の窓口とかでも直接的にそういった、御案内もいただいているとは思うんですが、こういった支援策を具体的にその場でも案内して、実際に一緒になって、例えば認定機関とかも、ホームページを見て、一覧が出ていますので、そこで近い方は御自分で連絡していただいて、その認定機関の方の費用は御自分持ちですから、幾らと設定されているかよく分からないんですけれども、御自分でそちらはやっていただきますというと、結構突き放された感じがしてしまう方もいらっしゃるんですよね。だから、そこをまずは今後改善していただきたいなと思っております。ちょっと難しいかもしれないんですけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今、御指摘いただきました先端設備の導入計画のところ、多くいただいてい

る御意見かなというふうに私自身も認識してございます。やはり行政の補助金になりますので、一定しっかりとした数字的な根拠といいますか、いわゆる計画書というのをまさに出していただいて、それに伴って生産性を上げていただくという必要がありますので、申請をお作りいただく際に、まさに御自身の業務を見直していただくというか、そこからもまさに、申請の意味があるといったらあれですけれども、その計画を立てていただいて、それを実現させるといったところにつなげていただければというふうに思っております。なかなか、どこまで伴奏できるかといったところは、ハードルはあるかと思いますが、日頃、支援員の方とか、あとは経営相談の窓口のところでは、当然、寄り添える限りの伴奏といったところ、一歩踏み入れた形の伴奏支援といったところを意識してやっていただけるように、継続してお願いしていこうかというふうに考えてございます。

また、先ほどちょっと御意見というか、各企業さんからの声という話もありましたが、その中でちょっと私も、今、お話の中で思い出してといったところなんですが、やはり今回のつなぎ融資などは、金融機関との意見交換会というようなものが７月に、東京商工会議所の文京支部のほうで開催していただいているものなんですけれども、そこでの御意見等を受けて、やはり融資のメニューに関しては、４月から限度額の引上げなんかをしたので、そういったのを非常に御利用いただいていて、それが非常に効果も出ているような、いい意見であったりとか、あとは景況感も、決算とかを各企業さん、銀行のほうで見ているので、その中では、そこまで悪くないかもみたいな前向きな御意見等も幾つかいただいております。

ただ、やはり心配する声というのが多く出ていて、８月以降、長期化していったときに、やはり運転資金のところのリスクというのがあるよねというような御意見だったり、今回のメニューを創立したところも、いわゆる小口で、できるだけ軽微に使えるような、そういったメニューを作ってほしいというような声が金融機関のほうからもありましたので、我々も考えていたところと一致して、今回の融資あっせんのメニューの創設といったところにつながったところがございます。

今後、まさに経済状況が見えない中で、各企業さんであったり、あとは関係するいろんな産業団体の意見を聞きながら、また制度設計を努めていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。私からも、その一般質問のときとかでも、細かく皆様の意見を拾い上げていただきたいというような趣旨のことをお伝えしていて、今、お聞きした

ら、金融機関との意見交換会の場でも意見を取り入れて、銀行さんとか金融機関さんの声というのも非常に重要なもので、身近に融資のあっせんとかの依頼とかも受けている方々ですので、そういった方々の声もちゃんと連携を図って拾い上げているというところは、本当に安心もいたしましたし、で、声に伴ってメニューを創設されたというのは、本当に評価をしております。

先ほど言っていた行政の補助金なので、こちらは。その計画書も、私も何がなんでも無鉄砲にお金を配ればいいとは思っておりませんので、ただ、そういった計画書みたいなものを作るのが非常に苦手な方々が多くて、ただ、先ほど言っていたように、伴奏支援というのが本当に重要で、どこまで伴奏できるかというお話もされていたと思うんですけれども、こういった計画をつくるとき、コロナ禍で私も認定機関とかいろいろやっていたときに、一緒になって今後どうするかという話をしていると、確かに自身の業務を見直すきっかけになっていて、それで、今まで考えてなかったけど、こういうことも考えていかなきゃいけないんだとか、新たな視点というものを、日常に追われている中でも考えることができた方もいらっしゃいましたし、そういう意味では、こういった計画を策定することに伴う伴奏支援、その場で計画をつくるといっても、多分、今のやり方で数十年とかずっとやっていた方というのは、足りない部分とかが見えてこないというか、これでずっとやってきたけど、何が足りないのか分からないけど、明日も仕事だ、もう寝なければいけないとか、そういうふうに追われていると思うんですね。

なので、そこを区が窓口、区だったりとか、こういった連携するところ、たくさんおありですので、そこで皆さんで連携して、こういった方にはこういう声を届けていって、こういう制度がありますとか、関係機関とかにも、いろんな制度を共有していって、みんなでもうそういった方々に伴奏する、チームで丸ごと伴奏みたいな形で取り組んでいただければと思いますので、引き続き……本当に、中東情勢の緊迫化ですね、今後も長期化も見込まれていますし、みんな不安視で、懸念をしている。案外大丈夫そうという声も本当にあるんですけれども、そうとはいえ、コロナ禍で受けた打撃の負債がまだ残っている状況でこれがあって、負債が返し切れる前にさらにまた借入れが膨らんでいって、ちょっとずつ増えていって、もうだんだん危なくなってきたという声は本当に私の下にも届いておりますので、ぜひ引き続き、柔軟な支援策を考えるとともに、伴奏支援をしていただければと思いますので、お願いいたします。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　今、それぞれいろんな話がございましたけれども、当然、いろんな金融機関との連携というか、情報も取って、こういうメニューをつくり上げていると思うんですけれども、ただ一方で、やっぱり今、中小企業の大きな課題というか、ナフサの問題、中東情勢のあれというのは長引くということは誰が見ても分かっているわけであって、そういった中で、一番大きなあれというのは、人手不足というのが物すごく、今、中小企業の、特に飲食業なんかもう最たるものなんだけれども、やっぱりそういう中小企業の最大の……今までは、どちらかといえば、販路拡充だとかそういうのが課題だったんだけれども、今、やっぱり非常に人手不足というものに対してのそこをどう、さっきのあれじゃないけど、伴奏型の形でやっていくかというのが非常に大事なのかなと。

その人手不足を補うためにどうしたらいいのかと。例えばこれたまたま先日ちょっとセミナーでもあったんだけど、経理だとかそういう部分の人手が足りない中でも、例えばＡＩを活用して、それで少しでも事業を楽にしていくとかいろんな……特に今、区のほうのいろんな契約の発注のあれなんかを見ると、やっぱり不調で終わっているのが幾つかあると思うんですね。その背景には、やっぱり人手不足で、なかなか仕事を取っても一定程度そこに充てがえるだけの人手が足りないという声というのは、結構出ているんですよね。だから、その辺のメニューというものも、確かに融資は非常に大事なんだけれども、それ以上にそういった部分にも目を当てていかないと、むしろ中小企業ももたなくなっちゃうんじゃないかなと。仕事はあるものの人手が足りないというので倒産していくというケースがあるのでね。ちょっと昔みたく、このあれとはちょっと違う傾向になっているので、そこは経済課としてどういうふうに捉えているのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　人手不足の課題につきましては、まさに委員御指摘のとおり、継続して続いている、中小企業における大きな課題というふうに認識しています。やはり中小企業だと職員の数もそもそも少ない形になりますので、その中で一人一人が占めるウェイトが大きいといったところがまさに影響としてはあるかなと。現状、聞く話だと、やはり事務系の職種ですと、営業の方々がなかなか確保できないというお声だったりとか、あと技術系の、いわゆる技士ですね、そういった方々の専門職、そういった方々がなかなか人手不足というか、人材が集まらないというような状況というお話をよく聞いてございます。

人手不足に対しての経済課の中のアプローチでいいますと、大きくは２つあるといいますか、１つは、やはり人材をどれだけスキルアップさせていくかといったところで、リスキリ

ングの支援というのを行っておりまして、令和７年度は資格要件が要らないよという形で、補助の対象枠を拡充し、８年度は経営者とかそういった方々も対象にという形で、その幅を広げて、利用の実態としても増えてきているという現状がございます。

また、ＡＩに関しても、中小企業もかなり関心度高く持っておりまして、各種セミナーを経済課のほうでも開催させていただいているんですが、ＡＩのセミナーは本当に埋まるというか、人が多く集まるといったところで、東京商工会議所と連携してそういういろんなセミナーをやっているんですが、ＡＩのセミナーであったり、あと人手不足を解消するためのセミナー、そういったものはやはりトレンドといいますか、ニーズ感として非常に高く、それを我々も提供しているというような形になってございます。

あとは、もう直接に人材をまさに採用するといったところで、ダイバーシティ人材採用促進事業ということで、氷河期、女性、そういった対象の方々を中小企業のほうとマッチングさせる事業であったり、あとは、ハローワークとかと連携して、面接会といったような物を開催して、人を確保していく、そういった形の取組をして、支援をしているところでございます。

○板倉委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。いろんなメニューも考えながら、経済課も取り組んでいると思うんですけれども、ぜひぜひ、その辺もしっかりと、今後の柱に据えて取り組んでいっていただきたいかなというふうに思います。

昨日もたまたまうちのほうに出回ったのが、ある飲食店が、急遽、人か病気で休んじゃったんですけど、誰か人を知りませんかなんて、そういうのが何か来たりね。やっぱりそういうのが、やっぱり飲食店なんていうのは結構あるのでね。だから、そういう意味からいくと、本当に人手不足、またはスキルアップ、人のね、人材、両面からもしっかりと取り組んでいくことがもう最大の中小企業の支援になっていくのかなという部分も思いますので、その辺はよく金融機関なんかは、特に信金なんかは、かなり現場を歩いていろんな情報収集をしているので、その辺の意見もよく参考にしながら、ぜひ次の新しい一つの支援策みたいなものを考えながら、取り組んでいっていただきたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長　ほかには。よろしいですか。はい。

そうしましたら、報告事項の４を終了いたします。

これで報告は、全て質疑を終了いたしました。

○板倉委員長　次に、一般質問に入ります。

一般質問は、４人の方から４件申出があります。順番にいきます。

ほかり委員。

○ほかり委員　１点だけなんですけれども、PayPayのデジタル商品券のことなんですが、今年はまた小口で買えるようにしていただいたりとか、使えるお店も増やしていただいてというところで、そこはありがたいお話で、我が家も夫婦でマックス購入をさせていただいたんですけれども、これ買う側ではなくて、商品券を使っていただく事業者さんからの声なんですけれども、区内の事業者に商品券が落ちるのはすごくありがたいんだけれども、ポイント還元と比べると、ポイント還元って、何日から何日までって期間が決まっていて、その間はお祭り状態で、それにつられてお客さんが買物に来てくれるという形なんですけど、デジタル商品券だと、買う、消費をする人が商品券を買った時点でもうお祭りは終了してしまっていて、あとは使用期限までにどう使うかというのが、何というんですかね、すごくいい事業なんですけど、お店からすると、いまいち盛り上がりに欠けてしまうところがあって、そこを何とかポイント還元でやっていたときみたいに盛り上がりを醸成できないかというようなお話を結構複数のところから伺っているので、質問というよりは、これは現場の声として、ちょっとその盛り上がりをどうにかして醸成できればなという要望だけです。何かあればお願いします。

○板倉委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　まさに、デジタル商品券に切替えを行ったときの、両天秤といいますか、還元のほうだと、おっしゃっていただいたとおりお祭り感という形で、ばあっという形で利用者の方もいらっしゃるので、店舗の賑わいという形でもわあっと来ると。ただ、そのときのデメリットとしましては、そこのところでなかなか、そういう状態だとお店が困っちゃうというような店舗もあって、なかなか参入しにくいというようなお話もあったり、あとは、時期的にそういう形になっちゃうので、長期的な利用といったところがやはりできなくて、産業政策として見たときに、恒常的にやっていく支援制度という枠組みの中では、デジタル商品券の現枠組みのほうが長く使えて、お店のほうでも、顧客を囲い込むという言い方はあれですけど、顧客を確保しやすいといいますか、その中でお店の魅力を伝えて、店舗のファンになっていただくというようなところが取り組める事業かなというふうに考えてございます。

ただ、盛り上げのやり方ですね、それはいろいろやり方はあるかなというふうに考えてございますので、商連のほうと連携してやっていく事業ですので、その盛り上げ方も含めて、商店街連合会と協議しながら、よりよい事業になるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

大塚四丁目の障害者施設の活用についてなんですけれども、これは去年の11月定例議会のときに、この敷地活用の方向性について、この委員会で報告があって、そのときにやっぱり、かなり奥まった場所にあるので、病児・病後児保育のほうは、できれば大塚四丁目のほかの施設のほうにできないのかというお話をさせていただいて、それについては御検討いただけて、大塚四丁目の仮校舎のところに整備するという方向で調整していただけたというところまではよかったなと思っています。

で、その後、この地域の方への説明会等も通じて、病児・病後児保育の代わりに、では今、みどりの郷に入っている、大塚の地域包括のほうを移しますという話になっているんですが、それ自体は、大塚地域包括支援センターが手狭になっているというところは理解できなくもないんですけれども、こういった公共施設マネジメントの部分で、単に面積だけではなくて、その地域の特性とか場所とかというのはやっぱり重要なわけで、包括というのは相談をされる方がお見えになる場所ですので、病児・病後児みたいに本当にもう初めて行きますとか、本当に焦っていて出勤しなきゃいけないのにという人が住宅街の中で迷われるよりは、まだ御相談、予約されて行かれる場合もあるのかもしれませんが、それでもやはり相談機能としては、駅前にあった、みどりの中にあったときよりも、若干アクセス面では気がかりな部分があるかなと思っています。

で、実際に地域包括支援センターは、これまでも、例えばグリーンコートの中にあった地域包括が、同じフロアの中のもっと広いところに移ったりとか、本郷のほうは、竜岡の中にあった包括がかねやすの上に移ったりとかというふうに、事務所機能ですので、移転も可能ですから、そういった、もし適地があれば、特に地域包括は、そういった社会福祉の面から考えると、できれば礫川みたいに地域活動センターと継続とか連携ができるような場所だとよりいいかなというふうに思っているので、今後ぜひ、いい場所がないかなとかということを考えていただいたり、また、大塚の障害者施設の中に、もっと通所とか、決まった方が通われるとか、居宅とか、あとは、そこを拠点にして、ベースにして、どこか、例えばアウト

リーチするような、そういう方たちの拠点とか、そういった、もっと場所にあった使い方というのを今後、すぐにじゃなくてもいいんですけれども、中長期的に考えていただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　障害者施設跡地の件についてということで、高齢者あんしん相談センターの移転についての御質問かと思います。

今回、委員からお話しいただいたように、アクセス面が気になるというところについては、所管のほうからもお話はいただいているところです。分かりやすい場所への対応というところについては、案内を示すとか、そういったところで対応していくということで、所管からも話は聞いているところです。おっしゃったように、移転先とかそういったところの中長期的な視点というのは、もちろん公共施設マネジメントとしては必要なところかなと思いますので、どういったところができるかといったところについては、また今後検討していければと思います。

○板倉委員長　上田委員。

○上田委員　また、包括の例えば機能を拡充したいとか、相談機能を拡充したいと思って、例えば執務スペースが足りないということなのであれば、それはもっとあらかじめ、その状況というのをしっかり確認して、正直言うと、このみどりの郷の改修とかくすのきの郷の改修というのがちょっと前にあったわけですから、その中で……まあ、今さらの話ですけれども、執務スペースを確保するような方策みたいなものも検討すべきだったのではないかと思うので、今後は、様々な、いろんな機能が入っている施設が複合されているところとかの中でも、その機能がこのスペースの中に入るのかとかということを、しっかり状況を確認しながら、適切なタイミングで改修等と合わせて、いい場所に、ちょうどいい機能が入るように頑張っていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　私からは、今度、大塚四丁目の民有地の土地購入について伺います。

昨年購入した大塚四丁目民有地及び本地、建物ですね、土地と建物を購入しました。この購入に当たり、公有財産管理運用委員会、これは実施したのでしょうか。回数と日にちをお答えください。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　公有財産管理運用委員会、開催はしておりますが、すみません、ちょっ

と回数などについては至急調べますので、後ほどお答えいたします。

○板倉委員長　はい、お願いします。

○千田委員　それと、文京区公有財産運営委員会の規程の第３条では、委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てるということになっています。つまり、委員長は副区長です。また、第５条では、委員会は、区長が必要の都度招集するとなっています。また、７条では、委員長は、つまりこの場合は副区長ですけど、委員長は、必要があると認めたときは関係職員を会議に出席させて説明を求め又は意見を聞くことができるとなっています。

そこで、伺います。この大塚四丁目民有地土地建物購入の公有財産管理運用委員会には、建築指導課長などの建築職の管理職員に出席を求めたのでしょうか、そして、参画したのでしょうか、お答えください。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　公有財産管理運用委員会には、今、御指摘のあった建築指導課長などの参加の要請は特にしておらず、固定の通常のメンバーで審議したものでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　では、副区長は、この専門の職員に求めなかったということですよね、建築職の方に。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、御指摘のあった大塚四丁目の土地建物の取得に関する公有財産管理運用委員会に関しましては、特にそういった当時の副区長が要請はしていなかったものでございます。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。今、参加をしてないということは確認が取れました。今、他の案件で、個別外部監査人より、これ個別外部監査人の指摘なんですけど、公有財産管理運用委員会に建築職の管理職員が参画していないことは、意思決定の過程における制度設計という観点からも不備があったと言わざるを得ない、このことを指摘しています。この物件は、昨年度購入したんですけど、11億9,000万円で購入しております。区民の多額の税金を使っての土地と建物の購入です。この多額の区民の税金を使うということに当たって、建築職の管理職が参加したか、しないかは非常に重要な問題です。これが参加してないということなので、これは大きな問題提起をされたのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、今、委員の御指摘にありました、建築職を入れるべきという指摘がありましたのは、今回の外部監査で指摘がありましたのは、いわゆる財産価格審議会のほうでございまして……あ、失礼しました。公有財産管理運用委員会でございますけれども、今回、財産の具体的な取得の上限額を審議する会議は別途、財産価格審議会というところで、不動産鑑定士の委員をはじめ、あるいは区議会議員の先生、あるいは都税事務所の課長級の職員なども交えて、そういった価格の妥当性について十分審議した上で、上限額というものを定めておりますので、今回の取得価格決定に際しましては、財産価格審議会で適正に審議されて決められたものと認識しております。

○板倉委員長　千田委員。

○千田委員　その行われた公有財産管理運用委員会の記録は残っていますでしょうか。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、公有財産管理運用委員会につきましては、会議の要旨をまとめた会議録というものを作成しているものでございます。

○板倉委員長　作成しているんですね。はい。千田委員、いいですか。はい。

それでは、依田副委員長。

○依田副委員長　ありがとうございます。

先日、一般質問で伺わせていただいた、区有地の貸付の際に、その根拠となる土地の価格を、路線価を用いているということについて、追加で伺えればと思うんですけれども、区長の答弁はちょっと分かりにくいところもあったんですけど、基本的に路線価は、道路に面する標準的な宅地の価格ですよと。個々の土地の価格をより正確に把握できますよということで、路線価で問題ありませんということだと思うんですけど、で、もう一回、そこの路線価で問題ないですよという理由をもうちょっと詳しく伺いたいんですけど、で、路線価はその公示地価の２割引きであることは明確なわけであって、他方で、この貸付料を決めるに当たっては、適正な時価でなければいけないということを規則に書いてあるということで、そこの矛盾についてどのように解釈して、路線価は標準的な宅地の価格ですよ、または適正な時価ですよということになっているんでしょうか。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　すみません、ちょっと先に、申し訳ありません、千田委員の先ほどの御質問に関して一部訂正がありましたので、御報告させてください。

例の大塚四丁目の土地建物取得に関しましては、公有財産管理運営委員会での審議は行っ

ておらず、財産価格審議会での審議のみを行っているものでございます。こちらについては、公有財産管理運営委員会の所掌事務には含まれていないため、財産価格審議会で審議をしたところでございます。

以上です。

もう１点目、今、依田副委員長からの御質問に関する答弁でございますけれども、まず、公有財産管理規則で定めます、普通財産の貸付料は、適正な時価により評定した額をもって定めることとなっておりますと、これは規則で定まっておりますけれども、ここで言う貸付料というのは、適正な時価にすべきなんですけれども、この路線価に利回りを乗じた結果、貸付料というものは出しておりますので、まずは適正な時価に直接該当するのは、最終的に出された貸付料であるという認識でおるところでございます。

その上で、路線価について、まず採用している趣旨といたしましては、今、副委員長も少しおっしゃっていただきましたけれども、やはり相続税路線価というのは、国のほうで定めているもので、道路に面する標準的な宅地の価格であって、公示地価などと比べてはるかに多く区内の地点で定められているところから、個々の土地をより正確に把握するためには活用できる指標であるというところで、路線価を使っているところでございます。

路線価の性質につきましては、副委員長もおっしゃっておりましたけれども、国税不服審判所の裁決において、過去に何度か路線価について触れている裁決がございます。その中で、例えばですけれども、路線価というのは、売買実例価格の収集と技術的な理由から１年間適用されることとされており、毎年１月１日を評価時点として、１年間の地価変動にも耐え得るものであるとの必要性など、評価上の安全性等を考慮して、公示価格水準の約80％程度で評定されているといった性質のものであり、一般的な公示地価よりも割安になっているというところも認識しているところでございます。

その一方で、現在、我々が適用しております利回りの４％という数字は、類似の利回りを、この貸付料算定に当たりまして、利回りを想定している複数の区で、３％という想定をしている区が幾つもある中で、相対的に高い利回りにもなっておりますし、一部民間企業の調査の結果を拝見しても、３％前後で現在利回りがなっているという事例も確認する中で、我々の４％というのは高めな数値になっておりますので、路線価については、個々の土地の正確な評価をするために、相対的に安い路線価を使う一方、利回りについては、相対的に高い利回りを適用することで、最終的な計算した結果出される貸付料については、適正な時価になっているものと認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　ありがとうございます。ただいまの説明は非常に理屈としては分かりやすいんですけれども、何かこれまでの説明とは矛盾するようなところもあって、まず、ちょっと順番に伺いたいんですけど、その貸付料が適正な時価でなければいけないということですよね。その貸付料というのは、その土地の評価額に一定のパーセントを掛けて、収益率に相当するような一定のパーセントを掛けて、年間の賃料を出しますということだと思うんですけど、ですので、ちょっとごめんなさいね、細かく順番に確認、もう一回させていただきますけれども、では、その路線価掛けるパーセントなんですけど、路線価に関しては、適正な時価ではないということでいいわけですよね、今の説明だと。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　路線価というのは、国税不服審判所の裁決にもありますとおり、あくまでも１年間の地価変動に耐え得るものになる必要性があるから、１月１日時点で８割になるようにということで算定されたものでございます。ですので、あくまでも土地の価格といいますのは、その１月１日以降、いろんな変動がございますし、常に路線価に対して実勢価格が1.25倍であるというものではなく、あくまでも民間の取引においても、1.25倍掛けるようなことは、目安としては十分参考されておりますけれども、実際の取引価格といいますか、それについては、個々の不動産の状況、あるいは個々の取引によって変わるものと認識しております。

　そういった性質の路線価でございますので、我々はあくまでも、より個々の土地を正確に把握するための手段として、この路線価を活用しているところでございますので、土地を正確に把握するための手法としては、この路線価というのは十分活用し得るものであると認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　また、何か、より複雑に話がなってきたんですけど、国税庁の理屈はもちろん分かるんですよ、それは土地の価格は変動するんですから、あくまで１月１日時点の目安ですよということで、そこから値段が急激に変動した、例えば地価がめちゃくちゃ下がったときに、相続税が実勢価格を大きく超えてしまって、何か実勢と合わないような高い相続税を取るようなことになっては困るので、そういうふうにしている、安全マージンを取っているということだと思うんですけど、で、今、木口さんもおっしゃったように、民間で相続税路線価を使うような場合は、0.8で割るというか、1.25倍にするような、そういうのも実務

上は使われていますよということなんですけど、で、そういう必要があるのであれば、別に何かその都度不動産鑑定でもして価格を決めればいいんであって、路線価を使う、もちろん便利なので使いたいという気持ちは変わるんですけれども、いずれにしても、そもそも実勢価格ではないというものを使っているということは、重大な問題であるなというふうに思っているのと。

それから、路線価を……もう一回端的にお答えいただきたいんですけど、先ほどの説明では、路線価掛けるパーセントで、年間の賃料を出しますと。賃料は、当然、掛けるパーセントのほうで調整しているので、ちゃんと適正な時価になっていると。その規則に反してないということで、そういう御説明だったと思うんですけど、もう一回ちょっと戻りますけど、だから、路線価そのものは、別に適正な時価という概念に必ずしもぴったりはまっている必要はないという……あ、というか、もともとの土地の価格、今、路線価を使っているわけなんですけど、土地の評価額そのものは、ぴったり適正な時価という概念にはまっている必要はないという、そういう理解でいいんですね。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　あくまでも路線価は、適正な賃料を算出するための一つの手法として活用しているものであって、それがゆえに相対的に高めの利回りをあえて計上しているものでございます。これは例えば、今、これだけ地価が上昇傾向であれば、利回りを下げるという選択肢もないわけではないんですけれども、あえてこの高い利回りを設定していることで、結果としての賃料が、この地価上昇に合わせて著しく安くならないように配慮して運営しているところでございます。あくまでも路線価は、この賃料を算出するために一つの手法として、要素として活用しておりますので、それに適正な利回りを掛けた最終的な土地貸付料というものは、適正なものと認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　ありがとうございます。理屈はよく分かりました。で、今度は、その掛ける４％のほうを伺いたいんです。あ、その前に、だから要は、路線価そのものは適正な時価という概念には別に当てはまってないということですよね。その上で、その掛ける４％についてなんですけど、平成15年６月18日の総務部長決定で、この普通財産の貸付料算定基準というものがつくられているわけなんですけど、これは条例規則の下にある、あくまでも基準ということだと思うんですが、で、土地の貸付料に関しては、その土地の評価額掛ける４％が年間の地代ですよということになっていて、その土地の評価額というのが路線価ですよとい

うことですよね。だから、路線価掛ける４％で、年間の地代を出しますということなんですけど、ではこの４％がどういう根拠で決まっているのかということなんですけど、それについて根拠を示すことはできますか。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　これを制定したのがもう20年以上前のことですので、詳細な資料等はございませんが、ただ、一応、引継ぎということで確認しておりますのは、もともと当時は、今よりも、いわゆる期待利回りと言われているものが全体的に高い時代でございまして、一応、当時この４％を出すに当たっては、最初に６％という、当時の様々な社会経済状況を踏まえた数字を基に、区の貸付にふさわしくするための一定の補正がなされた、その結果として、４％に設定されたというふうに認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　先ほど、現状３％のところが多いとかそういうお話はあったんですけど、ただ、今おっしゃったように、設定したときは、当時収益率が６％とかだったにもかかわらず、４％にしたという御説明でありました。ということは、路線価のほうで割り引いた挙げ句に、収益率掛けるパーセントのほうでも割り引いているわけだから、それどう考えても理屈が立たないわけなんですよね。その設定した当時の段階から、通常の掛けるパーセントを高めに設定しているのであれば、それは何か理屈は立つのかなと思うんですけど、別にこの４％というのは、平成15年に決めてから１回も変わってないわけですし、実際、ほかのパーセントが適用されたということも聞いてはおりませんので、今の説明は、説明になっているようで、むしろ何か理屈が立たないというか、逆なんですよね。両方割り引いているわけだから。土地の評価額が低い分、掛けるパーセントを上げるのであれば分かるし、土地の公表価格がもっと高い分、掛けるパーセントを低くするとかだったら分からないでもないんですけど、そう考えるとどう考えても、今現在しますよ、過去においては、適正な時価で地代が計算されてなかったんじゃないかなということになっちゃうんですけど、いかがですか。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　当時は、やはり今と社会経済状況が大きく異なりまして、４％も、確かにいろんな比較の仕方によっては、高い低いってありますけれども、その一方で、路線価と実勢価格の乖離というのが、今は特にこの東京都心部は広がっておりますけれども、引継ぎ確認資料等によりますと、当時は、やはりまだ地価が下落、バブル崩壊後に下落基調が始まって、そういった時代の影響をまだ受けている段階ですので、今ほど実勢価格と路線価の差

があまりなかった時代でもありますので、今の路線価と実勢価格の関係を当時の路線価と実勢価格の関係に当てはめて分析するのは、ちょっと時代が違うので、なかなかそういった分析は難しいんじゃないかと認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　分かりました。確かに１月１日時点で100だったものが12月31日で80になっていたら、結果的には合っていますよということになるかもしれないんですけど、それは置いておいてですね。ただ、少なくとも、平成15年に定めたこの４％という貸付料の、これ何といったらいいんですかね、利率というか、収益率を基にした、この地代の計算に掛けるための数字、この４％というのが、どういう根拠をもって現在この４％になっているのかというのが、少なくともこの基準においては、何らこの根拠が書かれていないわけなんですよね。それについては、改めてしっかりと、なぜ４％なのかという根拠を示していく必要があるんじゃないかと思うわけなんです。そうでないと、この相続税評価額、路線価を使っているということの正当化もできなくなっちゃうわけじゃないですか。

で、その引継ぎ資料にはこう書いてありますよとかってあるんですけど、本来的には、契約管財課の中で内部資料だけで決めるような話でもないと思いますし、引継ぎ資料にこう書かれているからそれが正しいですよというふうな説明もおかしいと思うんですが、そこら辺の行政のいろいろな決め事の在り方というか、手続の在り方としてどうなのかというのを伺いたいというのと、その４％の根拠というのを改めてちゃんと示していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○板倉委員長　課長、ちょっとお待ちください。

３時まであともう１分弱なんですけれども、まだ質問は大分ありますか。もうお１人で17分ほどやっているんですけれども、あとどのぐらい時間が必要ですか。

○依田副委員長　ほとんどもうこれで、最後、一言ぐらい言ったら終わりなので、１分で終わります。

○板倉委員長　３時になりましたので、休憩です。

（「１分で終わります、１分で」と言う人あり）

○板倉委員長　１分で終わりますか。

（「委員長、私の質疑が終わってからの答弁だったので、ちょっとその辺も一つ聞きたいことがあります。駄目なんですか。関連じゃなくて、私が……」と言う人あり）

○板倉委員長　どのぐらいまだあるんですかってお聞きしているんです。答弁もらったら、まだあるんですか。

（「一言言ったら終わります」と言う人あり）

○板倉委員長　一言で終わりますか。

（「私は、すぐ終わると思います」と言う人あり）

○板倉委員長　では、木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、現状でございますけれども、現状は確かに、先ほど申し上げましたとおり、路線価がやはり実勢価格などよりも安い状況にあるのは事実でございます。その一方で、例えば他区であれば、路線価が３％、現状採用しているところが多かったりですとか、一部の民間の調査ですけれども、東京の都心部のオフィスで３％前後の期待利回りといったような数字から判断いたしますと、今の我々の４％というのは、やはり相場よりも高い利率になっていますので、相対的に少し安めになっています路線価に対して、相対的に高めの利回りを掛けることで、土地の貸付料の算出方法としては、一つの確立したものであるというふうに認識しております。

また、具体的なこういった賃料算定に当たっての細かいやり方というのは、他区の状況を確認いたしましても、必ずしもその条例とか規則に定めているものではなく、本区と同じように内規でやっていたりですとか、そもそもその内規すらつくらずに、現場の裁量でやっているような区もありますし、そもそも非公開にしている区もありますので、そこは各自治体の判断でやるべきものと認識しております。本区におきましては、今の基準に基づいて行っているやり方は、規則の内容をより具体化して、この内規で定めてやるというやり方は、一つのやり方としては十分あり得るものと認識しております。

○板倉委員長　依田副委員長。

○依田副委員長　では、一言だけ。すみません、何か結果オーライだからいいという説明は、何かちょっと、本当に行政の在り方としていかがなものかなというふうに思います。

あと、他区の状況について、今、お話ありましたけど、他区は、路線価を使っているのは文京区のほかは中野だけですので、それについても、他区の状況を本当にもう一回見ていただければなというふうに思います。

ちょっと今日はおしまいにします。ありがとうございます。

○板倉委員長　よろしいですね。

千田委員。

○千田委員　先ほど追加答弁いただいたので、ちょっとそのことについて１点、確認させてください。

11億9,000万円の買物ということなので、当然、公有財産管理運用委員会を開いたものと思っていたんですけど、開かなかった。財産価格審議会ということなんですけど、なぜ公有財産管理運用委員会を開かなかったのか、そこだけ確認させてください。

○板倉委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　一応、公有財産管理使用委員会というのは、区が管理している公有財産の具体的な、例えば新たに貸付をするですとか、賃料を減額するとか、そういったものについて審議するのが公有財産管理運用委員会でございます。

今回については、まだ民有地というか、民間の土地建物ですので、公有財産にはなっておりませんので、その際には、取得に当たって適正な価格を審議するのは、財産価格審議会の役割でございますので、そういった役割分担の下に、今回は公有財産管理運用委員会には諮らなかったところでございます。

○板倉委員長　はい。それでは、一般質問を終了いたします。

○板倉委員長　その他です。

委員会記録について。本日の委員会記録につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長　次、令和８年11月定例議会の資料要求についてですが、10月23日金曜日を締切りとさせていただきます。

○板倉委員長　以上で、自治制度・地域振興調査特別委員会を閉会いたします。

午後　３時０３分　閉会